



Title	再説 ロンドン聖マルティヌス大聖堂 : J・H・デントンの所説に関する覚書
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 38(2), 1-55
Issue Date	1990-01-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33550
Type	bulletin (article)
File Information	38(2)_PL1-55.pdf



[Instructions for use](#)

〈再説〉 ロンドン聖マルティヌス大聖堂

—J・H・デントンの所説に関する覚書—

東 出 功

《はじめに》

本稿の表題に〈再説〉と特記したのは、筆者自身がすでにこの聖堂について別に論稿^{a)}を発表していることによる。その旧稿では同じ聖堂を“聖マルティヌス大教会”と呼んでいたが、本稿では“大教会”を“大聖堂”と改めた。これに限らず今回は個別の宗教施設をすべて“聖堂”と呼び、広義の“教会”すなわちローマ教皇を頂点とする教会秩序全体と用語の上で区別した。

デントンの所説とは、下記の著書の記述をさす。

Jeffrey Howard Denton,

English Royal Free Chapels 1100-1300,

a Constitutional Study (Manchester University Press, 1970)

この著書全般については別に拙稿^{b)}で詳細に紹介したが、聖マルティヌス大聖堂 (The College of St Martin-le-Grand 以下、SMG と略記) に関しては、原著第3章の中で1節 (28頁から40頁まで) が充たされて比較的詳細に叙述されているにもかかわらず簡略な説明に留めた。本稿ではこの前稿の欠を補って、SMG に関するデントンの情報あるいは見解を可能な限り詳細に追跡したい。その意味では、前稿と同様に本稿もまた“論文”というよりも“情報発信”であり、さらに正確にいえばデントンの発信情報をわが国の研究者の共有財産とするための“情報整理”にほかならない。何故そのような整理が必要か。筆者自身の関心は、前稿でも述べたように中世後期における国家・教会の相互補完的關係を通時的に検証することである。これに対してデントンの関心は、副題から知ら

れるように“王立自由礼拝所”の“憲法”を検証することであった。しかしそのような関心の相違にもかかわらず、この著書は筆者自身にとって多くの有益な情報を含んでおり、また筆者が知る限りではそれらの情報の大半がわが国の研究者にとって必ずしも共有財産として定着していない。この時点で遅ればせながら本書の情報の整理・紹介を意図したのはそのような状況認識による。

本稿は本文と付録とに大別され、本文には「補足＝総括と解説」がある。本文は原著第3章のSMG関係部分全体の“抄訳”であり、あるいは“意識”である。文献に関する原注は原則として省略した。本稿の〈注〉は原文の理解のために補足したもので、基本的には筆者自身のための“覚書”である。ほかに本文中でも、特にことわらずに説明を挿入することがある。デントン自身の叙述は必ずしも平明とはいいがたく、重複が多い反面で説明不足とおもわれる個所が少なくない。本文が結果として“抄訳”でありしかも“意識”になったのはそのためである。しかしこのように原著の叙述を“抄訳”し“意識”する一方で、引用史料については可能な限り詳細にその文言を再現した。

付録では6点の史料の原文を適宜細分して掲げ、それにも“抄訳”“意識”を併記し、それぞれの史料に筆者なりの所見を追記した。

a) 「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政(上・中・下)」(『北海道大学文学部紀要』通巻62・63・64, 1988年)。以下これを「拙稿, 1988」と略記し、上・中・下の別を示す。ほかに「12世紀中葉におけるロンドン聖マルティヌス大教会——R・H・C デイヴィス論文の試訳と解説」(『東海大学札幌教養部彙報』第7号, 1987年)があり、これは「拙稿, 1987」と略記する。

b) 「中世イギリスの『王立自由礼拝所』——J・H・デントンの所説に関する覚書(上・下)」(『北海道大学文学部紀要』通巻65・66, 1989年)。以下これを「拙稿, 1989」と略記。

本稿執筆に当たっての留意事項は基本的に前稿と同様であるが、念のため次の2項目を反復しておきたい。

- ◇ 原著の本文記載事項の一部を注に移すことがある。
- ◇ 原著参照の便宜のために段落の末尾に原著の頁を()で示した。

たとえば (p. 28) とは、その段落の末尾が 28 頁であることを示す。なお術語については、慣用の訳語を意識的に避けたものがある。そのようなばあいには、初出のところで原語を併記した。

* * * * *

ロンドン聖マルティヌス大聖堂
St Martin-le-Grand London (pp. 28-40)

原著の段落は概して長いので、適宜それを分割した。〈 〉内の見出しは筆者の判断で追加したもので、その見出しが原著の段落の始まりを示し、また () 内の頁が原著の段落の終わりの表示でもある。注は原著の段落ごとに配置した。

〈SMG の概観〉

「最初に SMG をとりあげるのは、ある意味で奇異におもわれよう。」この節の冒頭でデントンはまずこのように述べている。何故“奇異”か。13 世紀末葉のある文書¹⁾によれば SMG は王立礼拝所であるとはいっても他の同類の王立礼拝所と異なって“ancient standing”を欠いている。いいかえると SMG は“古い歴史”を欠いているということであり、他の先輩格の王立自由礼拝所は“正規の裁判管轄権”²⁾が体系的に整備される以前からのいわゆる“古い歴史”を権利主張の根拠としている。要するに“奇異”とは、原著第 3 章で後輩格の SMG を最初にとりあげたことにほかならない。

この共住聖堂³⁾の創立者は Ingelricus という名の司祭およびその弟⁴⁾と推定され、創立の時期は 1068 年以前と考えられている。その後 SMG は彼らの後継者からウィリアム 2 世へ贈与され、その時点で“王立”の礼拝所変わったという。しかし筆者自身には、このウィリアム 2 世へ

の贈与の事実を確認する手段がないので、その事実について疑問を留保しておきたい。また SMG は“征服”後のほぼ1世紀以内に各種の資産を寄進され、それらが SMG の後日の資産の大半を構成する。SMG の娘聖堂はロンドン市の城域内外のほか、地方では主としてエックス州内に散在している。これらはいずれもロンドン司教管区内に含まれるが、全体として一円的な聖堂区を構成することがなかった。

SMG は上記の通り王立自由礼拝所としての歴史が新しく、その点では他の古い王立自由礼拝所とは異なっている。しかし SMG は、その特権において後に全国筆頭の王立自由礼拝所になる。しかも1503年に SMG それ自体がウェストミンスター修道院へ寄進された結果として、その記録類の一部が主として同修道院の特許状台帳の中に残った⁵⁾。12世紀・13世紀の各地の王立自由礼拝所のうちでそれ自体の内部記録が残っているのは SMG だけであり、まさにこの貴重な記録群からこの共住聖堂の特権の成立・発展の過程を追跡することが可能になった。デントンが王立自由礼拝所の個別検証の最初に SMG をとりあげた理由は、このように全国筆頭という特異な地位と史料の残存状況との2点から説明されている (p. 28)。

1) この文書は1295年のものと推定され、王国の高位聖職者層から国王へ提出された請願書である。「拙稿, 1989(上)」6頁。

2) Ordinary (ecclesiastical) jurisdiction, jurisdiction of the (ecclesiastical) ordinaries などと書かれるが、その実態にそくして episcopal j., bishop's j., j. of the diocesan などと表現されている。大司教も含めて司教の職権に基づく裁判管轄権であるが、司教からの委任に基づいて司教補佐 archdeacon やその部下が代行することもあるので、本稿では概して“司教系列の裁判管轄権”と訳す。

3) 聖職者の“共住”という点では修道院もそれに相当するが、デントンにとってはもっぱら“在俗聖職者 secular clerks”を構成員とする共住団体すなわち“在俗共住聖堂 secular college”が問題とされる。また共住聖堂では参事会員 canons が参事会 chapter を構成し、参事会長 dean がこれを統括する。

4) Eirardus (Girard)。「拙稿, 1988(上)」59頁。

5) この記録類については「拙稿, 1987」158頁。

〈教皇勅書における SMG〉

では SMG の地位に関して、ローマ教皇の側ではどのように認識していたか。その点についてデントンは、まず 1231 年 7 月の教皇勅書に注目する。これは国王からの苦情に基づいてイーリ司教に審問開始を指令した勅書であり、国王の苦情とは、若干の王立礼拝所において現地所管の司教から特権を侵害されているというものであった。勅書は具体的な名称としては SMG だけに言及し、次のように述べている。

「……国王の直轄荘園の礼拝所のうちで古い時代に創立・寄進されたものは王立礼拝所と呼ばれ、その一つは聖マルティヌスの参事会長所管の聖堂である……」⁶⁾

ここでは、SMG が古い聖堂の一つと見なされている。ほぼ同じころにはほかの礼拝所たとえば St Martin's Dover (priory O. S. B.) の地位も争点になっていた。しかもこの勅書の対象はほかの王立礼拝所にも及んでいるにもかかわらず、著者によれば、主要な関心は SMG だけに向けられていたものと推定されている。

SMG の“特権 liberties and immunities”はすでに 1223 年にもまた 1229 年にも教皇によって確認されていたが「それらの勅書はいかなる意味でも免属 exemption の勅書ではなかった。」いいかえると免属特権については明示的に記載されていないということである。従ってこのような文言では、霊的裁判管轄権の帰属に関する解釈の衝突を未然に防止しえず、現にエックスの Maldon 所在の娘聖堂をめぐる解釈上の衝突が発生した。発端は現地勤務の部下がエックスの司教補佐⁷⁾から聖職停止の処分を受け、聖堂それ自体にも聖務停止の処分がなされたことで、SMG の参事会長らはこの娘聖堂が“*pleno iure*”に、すなわち完全な権利において彼らに帰属することを主張し、この処分に抗議してローマへ提訴した。

司教補佐によるこれら 2 件の処分は SMG に対する明白な権利侵害と見なされ、教皇グレゴリウス 9 世は 1233 年 5 月に 2 件の個別審問のために別個に裁判担当者を発令した。国王ならびに参事会側は、同聖堂の

特権が教皇から再確認されたものとして、またその特権の中に司教・司教補佐の裁判管轄権からの完全な自由が含まれているものとして、教皇の裁定を受諾した。結果としては現地モールドンにおける免属の参事会長聖堂区の存在が追認され、SMG 参事会長や聖職禄占有者はそれぞれ聖堂区の司牧権限を追認されたことになる。ではこの参事会長聖堂区はどのような経過で創設されたか (p. 29)。

6) “*Ex parte …… regis Anglie fuit propositum coram nobis quod cum in regum demanio quedam capelle que regie nuncupantur quarum una decanatus Sancti Martini dicitur, ab antiquo fundate fuerant et dotate……*”
 ——APPENDIX III (p. 157). 斜字体の部分から知られるように、これは国王側の主張を反復したもの。

7) “archdeacon (archidiaconus)” は字義上では“大助祭”であり、司教に次ぐ地位を占める。本稿ではこれを“司教補佐”と訳した。なお司教管区 *diocese* は概して複数の司教補佐管区 *archdeaconry* に分かれ、さらに地方主任司祭管区 *rural deanery* に分かれて最後に聖堂区 *parish* に区分される。

〈ウィリアム1世の勅許状〉

SMG に関する史料としては、ウィリアム征服王の勅許状⁹⁾が最初のものである。この勅許状はまず1067年のクリスマスに発給され、1068年の聖霊降臨節に王妃マティルダの戴冠式の際に追認された。その中では司祭インゲルリクスがエシクスの土地をSMGの参事会員に譲渡したことが書かれており、またSMGの占有資産を列挙し確認した上で、王国内のすべての聖堂が享受する一切の“特権と慣習”とを承認している⁹⁾。このばあいの“慣習”の特殊な意味については後述される。

SMGの占有資産としては複数の聖堂にも言及されているが、SMG以外で名称が文面に明記されているのは上記モールドンの聖堂だけである¹⁰⁾。この勅許状はその後1070年に2名の枢機卿¹¹⁾が渡来した際に追認され、そのことから記載事項の信頼性は高い。W. H. Stevensonはこの勅許状の校訂者として、2語併記の古英語・ラテン語のいずれの部分に関しても語法の点で信頼性を疑わせるところがないという。しかし後にその中の1条項についてある疑問が提起された。この聖堂が「司

教・司教補佐・地方主任司祭ならびに彼らの属僚による徴発・干渉からの完全な自由を与えられた」という条項がそれである¹²⁾。

まず F. M. Stenton は「私が知る限り、この時期に SMG 程度の地位の聖堂がこれほどの特権を受けた事例はほかにない。またウィリアム治世の当初に“司教補佐”の徴発からの自由が語られているのは、いかにも不調和である」という見解を表明した。L. C. Loyd はステントンのこの見解を引用し、まさにこの条項の存在からして、この勅許状が後世の作品であると断定した。

このような疑惑に対して、デントンはまずこの条項が異例であることを否定しない。また勅許状の中で SMG の“自由”に言及した部分については、後日における加筆の可能性をも否定しない¹³⁾。しかし逆にステントンに対しては、SMG の「豊富な資産やその地位を過小に評価していないか。また“司教補佐”に言及していることを不調和と見なすのは果たして適切であるか」という疑問を提示している¹⁴⁾。

同時代のフランスでも、まったく類似の文言で免属特権を勅許した事例がある。たとえば 1070 年に St Germain-des-Prés 修道院に二つの祭壇を寄進した際の勅許状がそれである。

「……(これらの祭壇は) 司教であれ“司教補佐”であれ何びとにも委ねられず、しかも慣習上のいかなる貢租も課されないこと……」¹⁵⁾ほかにウスタの修道士は、1092 年の訴訟において“司教補佐”や地方主任司祭の徴発からの自由を主張している。

「……地方主任司祭も“司教補佐”も修道士の聖堂に立入らず、また聖職者の身柄に介入しないこと……」¹⁶⁾

従ってウィリアム 1 世の勅許状は“司教補佐”の文言を含むとはいえ信頼性に疑問がなく、SMG は司教・司教補佐の徴発からの自由を確認されたものと見なしえよう。デントンはステントンやロイドに対してこのような反論を試みている (p. 31)。

8) 「拙稿, 1988 (上)」第 1 節でも比較的詳細に解説した。なおこの勅許状の原文

はステイーヴンソンによって校訂されており、デントンもこれに準拠している。
W. H. Stevenson, 'An Old English charter of William the Conqueror',
EHR., xi (1986), 739-44.

9) “…… et si alias libertates vel consuetudines [que] aliqua ecclesiarum
regni mei Angl[ie] meliores habet.”

10) “(1) Sunt igitur hec *terrarum nomina* …… et in Benfleota [Benfleet]
I. *hidam* …… *ecclesiam quoque de Mealdona* …… (2) Concedo etiam ei *omnes*
ecclesias et omnes decimas, terras quoque et domos, quas fideles Christi
infra London’ vel extra iam dedere, vel in futurum donabuntur.” (1) では
まず“所領”を列挙し、次に“ハイド”単位の小地片を記載し最後にモールドンの
“聖堂”に言及している。(2)からはロンドン城域の内外で信者がすでに複数の“聖
堂”を寄進していることもうかがわれる。

11) 「拙稿, 1988(上)」68頁以下。

12) “Sit vero ipsa prenominata Beati Martini ecclesia, et eiusdem ec-
clesie canonici episcoporum, *archidiaconorum*, decanorum, ministorumque
suorum universali exactione et inquietudine queta et omnino sequestrata.”
この文言については「拙稿, 1988(上)」64頁以下。

13) この部分は、以下の記述に対する筆者の解釈であって、原文の正確な意味は
不明である。“While the clause is unusual and could be thought to read like
a later gloss upon the statement in the charter of freedom from *all liberties*
and customs, yet ……”問題は斜体字の部分であって、これが校正の不徹底でも
ないとすれば、著者の真意は筆者の理解を超える。勅許状にはなるほど“statement
of freedom”がある。これに“later gloss”すなわち後日の加筆がなされた。それ
も改作というよりはむしろ解説の意図による加筆であろう。その解説が前注 9)に
引用した文言すなわち斜体字の部分ではないか。前注 9)の引用文はまさに“liber-
ties and customs”の記述である。著者の真意は、前注 9)の引用部分について、後
日の加筆の可能性も完全には排除しえないということであろうか。

14) ここで著者は、この時期に“司教補佐”が存在したことの例証としてロン
ドンの司教補佐エドワードが1070×1089年にカンタベリ大司教座すなわち Christ
Church の修道士に移籍した事実を指摘している。

15) “…… nulli aut episcopo vel *archydiacono* aliqua occasione sint dedita
aut ullius consuetudinis redibitione sint obnoxia ……”

16) “…… quod nullus *diaconus* nullus *archidiaconus* de monachorum
ecclesiis seu clericis se intromittat ……”なおここでは地方主任司祭 rural
dean が“decanus”ではなくて上記の通り“diaconus (deacon)”と書かれている。

〈資産の増加〉

SMG の初代参事会長インゲルリクスはドゥームズデイ調査の時点までに死亡し、その調査時点ではブローニュー伯ユースタスが母聖堂 SMG を始めとしてその所領を継承している。当初ユースタスは参事会員の聖職禄の一部を直接に掌握し、上記モールドンの聖堂をも“俗有 *impropriate*”していた。しかし SMG のパトロン権がブローニュー伯家に移行したとはいえ、SMG それ自体の各種権限にはさほどの影響がなかったものと推定される。仮にイングランドの“王冠 *crown*”との関係は薄れたにしても、おそらく断たれてはいないという。またモールドンの聖堂にしても“俗有”は短期間で終わり、やがて同伯家からあらためて SMG へ寄進される。

ヘンリ 1 世治世には、司祭 Turstin という人物から SMG 参事会員へ St Botolph 聖堂が贈与され、国王はこれを承認した。この聖堂はロンドンの Aldersgate の外にあり、史料では“国王直轄荘園の中に”あると記載されている。国王はまた参事会員に対してエンクス州内の Newport 聖堂の占有を承認した。

聖ボトルフ聖堂はおそらく 1115 年に、またニューポートの聖堂は 1108 年から 1122 年までの間に贈与されたものであるが、著者はこれらの贈与の文言に注目する。当時の SMG 参事会長職は、ソールズベリ司教ロジャ自身がこれを兼任していた。国王からロンドン司教あての指令書では、同参事会長ならびに参事会員に聖ボトルフ聖堂およびその付属の“聖堂区・土地・慣習”を司祭“タースティンやその先任者と同様に自由に”占有させるといふ。一方のニューポート聖堂についても土地・礼拝所のほかに十分の一税（徴収権・取得権）やその他の付属物件を“自由に永久に”占有させるといふ表現が見られる。いずれにせよ国王の書面からは、双方の聖堂について参事会員が“自由”の“全権”を取得したような印象を受ける¹⁷⁾。

しかし問題はまさにその“自由”の内包であり外延である。しかもそれは聖ボトルフ聖堂に関する上記の“慣習 *consuetudo (custom)*”という

文言の解釈にかかっている。おそらくこれらの聖堂の自由な“慣習”とは、本来ならば司教自身が職権に基づいて行使すべき“慣習(上の権限)”であり、その行使権が司教以外のものに委ねられていることを意味する¹⁸⁾。そのような権限は“*episcopales consuetudines (episcopal customs)*”と呼ばれ、あるいは単に“*episcopalia*”とも呼ばれ、その実態は主として賦課・徴収の権限であった。聖ボトルフ聖堂に“司教の慣習”を占有させるということは、付属聖堂区に対する司教の賦課権・徴収権が譲渡されたことを意味し、結果としてそこに一種の免属聖堂区が形成されることになる。デントンは国王文書における“慣習”という文言をこのように解釈している。

ブーローニュ伯位は、後にスティーヴンの王妃マティルダ¹⁹⁾が継承しあわせて SMG も継承した。同王妃は SMG 共住聖堂に 10 人目の参事会員を配置すべく、その給養財源として Chrishall ならびに Witham の両聖堂を寄進した。このうちクリスホル聖母マリア聖堂は、その“聖堂の特権に属する一切の慣習および権限 *omnes consuetudines et rectitudines suas pertinentes libertati ecclesie*”を含めて寄進された²⁰⁾。

ウィタムの聖堂は SMG からすれば娘聖堂であるが、同地所在の王妃の荘園においてはそれ自体が母聖堂である。この寄進はその娘聖堂すなわち SMG からすれば“孫聖堂”とともになされ、同時に礼拝所・土地ならびに十分の一税などの付属資産も寄進された。またそれらは、参事会員が他の聖堂を占有するばあいと同様に“自由”に占有すべきものとされている²¹⁾。ブーローニュ伯ウィリアムは 1159 年に死亡した。おそらくその後、同伯家の資産の一部すなわちイギリス国王の主権領域内の資産がヘンリ 2 世の手中に帰属した。SMG はすでに各参事会員の聖職禄の構成を完了しており²²⁾、それらの聖職禄も含めてこの時点からすべて国王の直接支配下に置かれる。筆者は第 1 段落のところで“ウィリアム 2 世の贈与”の事実あるいは意味について疑問を述べた。厳密に言えば“王立”の自由礼拝所としての SMG の歴史は、ヘンリ 2 世がブーローニュ伯家の資産を取得した時点から始まったと考えたい (p. 33)。

17) ① “Sciatis quod concedo deo et ecclesie Sancti Martini Londonii *ecclesiam Sancti Botolphi de Alderedesgata que sita in dominio meo cum terra et parochia de omnibus ei pertinentibus sicut Turstinus presbiter illam dedit eidem ecclesie cum corpore suo. Quare volo et precipio quod Rogerus episcopus Saresberiensis et canonici ejusdem loci in pace illam teneant et libere sicut idem Turstinus et antecessores ejus unquam melius tenuerunt.*” —*Cal. of Charter Rolls*, V, 16. ② “Quare volo et precipio quod *bene et in pace et honorifice et libere teneant ecclesiam superdictam et ei pertinentia in parrochia et terra et consuetudine salva rectitudine sochagii mei de terra ei pertinente.*” —*Ibid.*, p. 17. ③ “Sciatis quia concedo et regia auctoritate corroboro ecclesie Sancti Martini Londonii *ecclesiam Sancte Marie de Newport [Newport] cum capellis et decimis et terris et omnibus ei pertinentibus et ut habeant plenariam decimam et de dominio meo et de omnibus rebus de quibus decima rationabiliter dare debet. Et volo et precipio quod predicta ecclesia Sancti Martini et canonici ejusdem loci teneant et imperpetuum possideant hec prefata bene et in pace et honorifice et libere et quiete ….*” —*Ibid.*, loc. cit. これら3点の史料はいずれも1343年の認証 inspeximus の記録であり、原勅許状は1108年から1123年までのものと考えられている。①②は聖ボトルフ聖堂に、③はニューポートの聖堂に関する勅許状である。まず①の前半では、この聖堂が“国王直轄荘園の中に”あることについて、後半では“ターステインやその先任者と同様”の占有条件について述べられている。②ではこの聖堂の付属資産として“聖堂区・土地・慣習”に言及され、③ではやはり付属資産としての礼拝所、十分の一税および土地等について“永久に……自由に”占有させることが明記されている。

18) 「拙稿, 1989(上・下)」ではこの“*consuetudo (custom)*”をそれぞれの文脈に応じて“司教の慣習上の諸権限”あるいは“司教の慣習賦課”などと訳した。多くは複数形。特に「拙稿, 1989(上)」28頁。

19) Queen Matilda (crowned 1136, died 1152) であり、夫スティーヴンの対立者 Empress Matilda (d. 1167) とは別人。

20) ① “Sciatis quod concedo …… ecclesie Sancti Martini London[iensis] et canonicis …… redditionem et donationem et concessionem illam quam M [athildis] regina uxor mea fecit de ecclesie Sancte Marie de Cristeshal[a] cum terra et decimis et omnibus ei pertinentibus *quæ fuerunt de jure et possessione patrimonii sui (1145-7)*” —*Regesta Regum Anglo-Normanorum*, III, no. 555. ② “Precipio quod canonici de Sancto Martino Londoniensi teneant terram et homines suos et res pertinentes ecclesie [Sancte] Marie de Cristeshale …… et habeant *omnes consuetudines et rectitudines suas per-*

tinentes libertati ecclesie …… (do)” — *Ibid.*, no. 553. この①ではクリスホルム聖母マリア聖堂とその付属資産が王妃の“家産”であるとされている。

21) ① “*Sciatis quod concedo …… et confirmo ecclesie Sancti Martini Londoniensi et canonicis donationem illam quam Matildis regina uxor mea eis fecit de matre ecclesia manerii de Witham in Essexia ecclesiis et capellis et terris et decimis et omnibus eis pertinentibus …… (1145-7)*” — *Ibid.*, no. 542. 「拙稿, 1988(上)」74頁以下。② “*Volo itaque et precipio quod canonici predicti bene et in pace et honorifice et libere et quiete teneant sicut melius et quietius et honorabilius tenent alias ecclesias suas et tenenduras suas quas constat fore de jure meo et predecessorum meorum (do)*” — *Ibid.*, no. 541. まず①ではこの聖堂がウィタムの荘園の“母聖堂”であるという。また②の斜体字の文言は基本的に注 17) の勅許状にも見受けらる。

22) 「拙稿, 1988(上)」の執筆の時点ではレダンやデイヴィスの論稿しか参照しえず、この2点のみを手がかりとして「[表 4] SMG 参事会の構成と聖職禄——1158年(席次順)」を作成した(73頁)。その後レーナ=フォスの論稿を入手したためその収録史料からこの一覧表を点検し、本稿末尾にその結果を「付録 1」として提示した。M. Reddan, “The Collegiate Church of St. Martin le Grand”, *Victoria History of London*, vol. 1 (1909); R. H. C. Davis, “The College of St Martin-le-Grand and the Anarchy, 1135-54”, *London Topographical Records*, vol. 23 (1972); Lena Voss, “Heinrich von Blois, Bischof von Winchester (1129-71)” *Historische Studien*, Heft 210 (1932).

〈係争の記録——モールドンほか〉

デントンによれば、靈的裁判権に関する係争の史料は、SMG のばあい 12世紀を通じてきわめて少ない。何故か。著者はその一因として SMG 参事会長が聖界・政界の最高級の実力者であり²³⁾、従ってロンドン司教の側で SMG への挑戦を自制したという可能性を考えている。一般に王立自由礼拝所やその娘聖堂の“自由”については、係争を経て内包・外延が明確化する。SMG の娘聖堂についてその明確化が遅れたのは、おそらく係争の欠如に起因するものと推定されている。

しかし 12 世紀中葉までに“新しい精神 new spirit”が現れ、その刺激のもとに教会の“正規の権限者 *ordinaries*”による管区内各聖堂の権限の“吟味・明確化”が促進された。これはフランク=パーロウ²⁴⁾の表現であり、またここで“正規の権限者”とは、すでに述べたように大司教や

司教・司教補佐・地方主任司祭を意味する。

SMG の娘聖堂がこの“新しい精神”の出現の時点ですでに係争の可能性を含んでいたことは、日付不明の書簡、しかもおそらくカンタベリー大司教シアボールド(1138-61)の書簡から知られる。その書簡によれば、事件の発端はエシクスの司教補佐・主任司祭が上記モールドンの聖母マリア聖堂に賦課を試みて失敗し、同聖堂には聖務禁止の処分を、また司祭1名には聖職停止の処分を課したことにある。この事件について大司教は参事会側の主張を支持し、司教補佐や主任司祭の行為を違法と判定した。しかもその違法性の根拠は、彼らの要求がそもそも俗的賦課の要求であり、従って要求それ自体が司教権限の範囲を超えているということにあった。これは一見したところ俗的事項に関する免属特権の追認を意味する。しかし著者によれば、この免属は俗的事項のみを対象とし、霊的事項には及んでいない。要するにモールドンの聖堂は、大司教の見解では霊的事項に関して“*episcopalia jura (episcopal jurisdiction)*”すなわち司教系列の裁判管轄権から免属されていないことになる。

ほかにニューポートの聖堂に付属する Bonhunt の礼拝所についても参事会・司教補佐間に係争があり、それに関する大司教の書簡が残っている。この書簡では、参事会長自身が出廷しえなかったことに対する配慮の欠如を指摘されているが、司教補佐が参事会員を告発したこと自体については異論が述べられていない²⁵⁾。

デントンはさらに教皇の姿勢にも言及し、1144年および1176年の2通の勅書でSMG 共住聖堂に対する保護ならびに占有物件の確認の文言が見られるものの、免属特権には特に言及されていないという。この第2の勅書は、SMG の既得権の承認に当って“*its liberties and immunities and its ancient and reasonable customs*”という表現を用いた。著者によれば、問題はこの最後の“適正な諸慣習”という文言の解釈にかかっている。そもそもこのような用語の曖昧さは、SMG の既得権の実態に関する教皇側の理解や関心の希薄さを示している。しかしそのこと自体は、SMG 参事会員の側に対して共住聖堂の自由が一般的に承認された

という解釈を許容することになった。とりわけ司教権限との関係については、免属・非免属のいずれとも明記されず、逆に非免属の条項がないことを根拠として拡張解釈がなされた。娘聖堂の自由の範囲は、将来の争点として残った(p. 34)。

23) SMG の初期の参事会長は次の通りである。

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 1068? -bef. 86 | Ingelric |
| (2) ? -1102/03? | Fulcher |
| (3) 1102/03? -39 | Roger of Salisbury, bishop of Salisbury |
| (4) 1139-71 | Henry of Blois, bishop of Winchester |
| (5) 1171-89 | Godfrey de Lucy |
| (6) 1189-99 | William de Ste Mère l'Eglise |
| (7) 1199-bef. 1201? | Richard Briger |

このうち12世紀においては、とりわけ第3代ロジャ・第4代ヘンリが最高級の有力者として知られている。彼らはそれぞれ司教在職のまま SMG の参事会長職を兼任した。「拙稿, 1988(中)」54頁以下。

24) F. Barlow, *Durham Jurisdictional Peculiars*, 1950, p. 62.

25) この大司教書簡の原文はレーナ=フォスの論稿の付録に含まれているので、本稿でもそれを【付録2】として末尾に収録した。

〈SMG の特権——ニューポートのばあい〉

SMG 参事会長の任命に関して、ロンドン司教が実際にどのような権限を行使しえたか。その点についてはまったく証拠がない。リチャード1世は1189年に、またジョン王は1199年に、いずれもロンドン司教に顧慮することなく独自に参事会長に対する“collatio (collation)”すなわち聖職への任命権を行使し、参事会長職に固有の“諸特権”および“自由諸慣習”を与えた。第6代のウィリアムならびに第7代リチャードの任命がそれであり、両者はいずれも国王直属の聖職者であった。両参事会長は、各参事会員に対する「聖職禄および娘聖堂への候補者推薦権とともに、また SMG のすべての付属資産の自由な管理権とともに」²⁶⁾ 参事会長職の占有を認められた。SMG 共任聖堂の地位や諸特権は、1225年にいたってほぼ完全な文言で克明に規定される。デントンは一般的状況をこのように概括した上で、あらためて上記のニューポートの聖堂を

めぐる係争に言及する。

問題の発端は、コウルチスタ所管の司教補佐が国王からの警告を無視し、ニューポートの聖堂に対して“巡察経費”²⁷⁾の拠出を執拗に要求したことにある。同補佐はその要求貫徹に失敗してローマへ上告し、教皇はこの事件の審理をオクスフォードの司教補佐・総長・学寮長へ委任した。ヘンリ3世はこれに対抗して、彼らに本件の審理担当を禁止した。

国王側の主張によれば、SMG 自体はまずもって“国王直轄荘園の礼拝所 demesne chapel”である。また SMG 参事会長の“stall in the choir”や“place in the chapter”は排他的に国王のみから与えられているという。共住聖堂の内陣や参事会会議室における所定の“聖職席”とは、司教にとって司教座“カテドラ”がその地位の象徴であるように、参事会長職の象徴にほかならない。従ってこの“聖職席”が司教を完全に排除して国王のみからの授与に由来するならば、参事会長の職務権限も排他的に国王からの授与に由来するはずである。これが国王側の主張の論拠であり、まさにこの論拠から参事会長所管の聖堂区は司教・司教補佐等の裁判管轄権から完全に免属されるという主張がなされた。しかもその一方でニューポートの聖堂については、参事会長自身がこれを聖職席として占有し、参事会長自身の資産の中核に相当するという主張もなされた²⁸⁾。デントンはここで、国王が「SMG 礼拝所に対する攻撃を国王の威信に対する攻撃と見なした」という見解を述べている。なお 1225 年 9 月に第 9 代参事会長が任命されたときには、上記二つの聖職席の配当に関する指令がロンドン塔の城代に対してなされている²⁹⁾。

続いて著者は、1199 年・1225 年の勅許状の文言に注目する。

○1199: “Sciatis nos dedisse et concessisse et presenti carta nostra confirmasse ……” [A]³⁰⁾

国王がすでに参事会長に資産を贈与し、この勅許状でそれを確認したことの告知文である。ここでは勅許状の通常の文言が踏襲されている。

○1225 年: “Noveritis nos concessisse et *quantum ad patronum*

pertinet dedisse …… [B]

ここでは斜体字の部分で“パトロン権者に帰属する資産”に言及されている。大法官府の書記は最初にこのように書き、後に次の文言に修正している。

○ “Noveritis nos contulisse ……” [B 2]³¹⁾

要するに B の斜体字の部分が削除されている。

A から B へ、また B から B2 への文言の変化の意味については必ずしも明解に説明されていないが、筆者の推測を述べるならば、最初の A と最後の B2 との間に実態において差異がないということではないか。「参事会長候補者の任命に当って、国王はパトロンとしての権限とともに司教相当の権限すなわち“聖職委任 institutio (institution)”の権限をも行使している。国王はまさに司教相当の権限としての“collatio”すなわち聖職禄への任命の権限を行使したことになる」³²⁾という。筆者なりに補足するならば、A や B2 では“パトロン権”に言及されていない。しかし“パトロン権者に帰属する資産”に言及しないのはこれを除外するためではなく、これを包含することが自明であるからあえて明言しなかったまでのことではないか。動詞の完了不定法の部分を抽出し、現在不定法の形で列挙してみよう。

A: dare (to give); concedere (to concede)

B: concedere; dare B2: conferre (to confer)

筆者にはこれら 3 者の間に意味上の差異が認められない。デントンもまたこれらを実質的に同義と考えているものと推定される。いずれにせよ国王は参事会長候補者に参事会長職を“与えた”のであって、その行為を教会法の用語にそくして表現すれば“institutio”や“collatio”の権限すなわち司教相当の権限を行使したことになろう。

A は上記の通り 12 世紀末の勅許状である。デントンによれば「12 世紀を通じて法律上の地位に疑問があろうとも、何らかの免属の参事会長聖堂区が実態として存在したことに疑問の余地がない。」上記の通りコウルチスタの司教補佐はニューポートの事件に関して教皇へ提訴し、教

皇はこの提訴を受けてオクスフォードの司教補佐等に事件の審理を委嘱しているが、デントンによれば国王自身もこれに対抗して教皇に上訴した。著者は「そこにまぎれもなく国王の礼拝所に関する国王の姿勢がうかがわれる」という。王立自由礼拝所の特権つまり国王の威信の防衛のためには、教皇への上訴も辞さないという姿勢であろうか。「SMGの諸特権は、1231年にあらためて確認される」³³⁾ (p. 35)。

26) “Johannes …… rex …… sciatis nos dedisse et concessisse et presenti carta confirmasse Ricardo Briger’ dilecto et fideli clerico nostro decanatum ecclesie sancti Martini ciuitatis Londonie …… quod predictus Ricardus …… habeat et teneat predictum decanatum cum donatione prebendarum et ecclesiarum et cum libera administratione omnium rerum ad eandem ecclesiam sancti Martini pertinentium …… (1199)” —*Cartae Antiquae* (Pipe Roll Society, new ser. xvii), no. 233. [N.B.] donatio: presentation to benefice (eccl.) —R. E. Latham, *Revised Medieval Latin Word-List*.

27) “procuraciones (procurations)”. この用語については次のように解説されている。“Procuratio est exhibitio sumptuum necessariorum facta praelatis, qui dioceses peragrando, ecclesias subiectas visitant” —*Jorwitz’s Dictionary of English Law*. 要するに司教あるいは司教補佐が管区内の聖堂を巡察する際の所要経費を各聖堂に負担させることがそれであり、これを負担するか否かはその聖堂の免属か非免属かの一つの指標であった。

28) 参事会長自身の固有の聖職禄は、このニューポートの聖堂のほかにはやはりエックス州内の Tolleshunt に年取にして 20 s. 相当の土地があった。「拙稿, 1988 (上)」73 頁。歴代参事会長は別な資格においてほかにも聖職禄をもちえたが、この聖堂は参事会長固有の資産の“中核”であることに変わりがない。従ってこの“中核”の防衛は、その威信の防衛でもある。

29) “Rex constabulario Turris Londonie …… Noveritis nos intuitu Dei contulisse <(substituted for) concessisse et quantum ad patronum pertinet dedisse> dilecto clerico nostro L. capellano, decano Lichefeld, decanatum Sancti Martini …… ipsumque ad vos mittimus, mandantes quatinus stallum in choro et locum in capitulo …… assignetis (Sept. 1225)” —*Calendar of Patent Rolls, 1216-25*, p. 550. 国王からロンドン塔城代への指令。〈 〉内が最初の文言。最後の“a stall in the choir and a place in the chapter”は内陣や参事会会議室における“聖職席”の配当を示している。一般の参事会員のためには参事会長に対して同種の配当指令がなされる。「拙稿, 1988 (中)」65 頁以下。

30) 注 26)。

31) 注 29)。

32) patronagium (patronage), institutio, collatio などの語義については「拙稿, 1989(上)」4頁。

33) “Rex concessit et carta sua confirmavit pro se et heredibus suis W. de Kirkeham, decano Sancti Martini Lond’, quod ipse et omnes successores sui, decani ejusdem ecclesie, habeant imperpetuum omnes *libertates et quietantias* in predicta carta regis ei inde facta contentas. Et mandatum est vicecomiti Essex’ quod in pleno comitatu suo cartam ipsam legi et libertates et quietantias in ea contentas firmiter teneri faciat (1231)” — *Close Rolls, 1227-31*, p. 478. この中で “quietantias” とは “immunities” を意味するもので, SMG の既得権がすべて “libertates et quietantias” という表現で一括されている。後半はエングス州長官への指令で, この勅許状を州内全域に告知し, 上記の既得権の尊重を指示している。ほかに既得権の内容を克明に記載した勅許状もあるが, それについては本稿末尾の [付録 3] であらためて検討する。

〈ウィタムのばあい〉

「しかし SMG 共任聖堂の娘聖堂のうちで少なくとも一つでは, ロンドン司教が何らかの靈的支配権を確立しつつあった。」前出のウィタムの聖堂および同聖堂付属のクレッシングの礼拝所がそれである。この聖堂自体はもともと参事会員共同体の共有資産³⁴⁾とされていたが, 参事会長がこの共有資産に関する参事会員の既得権剝奪を画策したことから事態は内部抗争に進展し, これに司教が介入して 1223 年に妥協が成立した。その協定文書は, 司教の布告の形でまとめられている³⁵⁾。

それによればまず参事会長自身はウィタムの聖堂に関する全権を放棄してロンドン司教に委ねる一方で, 参事会長・参事会員は双方の合意としてこの聖堂に関する “聖職者叙任権 ordination” を司教に委ねた。またこの文書は “appropriation” すなわち聖職禄の設定承認の布告であるとともに, 司祭代理の叙任権に関する規定を含んでいた。聖堂それ自体は参事会員の資産として承認されたが, 司祭代理職は新規に創設されたもので, それに聖堂資産の相当分を割愛させられ, しかも代理者の叙任権・任命権は永久に異論の余地なくロンドン司教に帰属するものとされた。参事会員はいわばその代償として司祭代理から 7 マークの年金を受

領することになった。しかしわずか2年前には、教皇ホノリウス3世が参事会員に対してウィタムの聖堂から年額20マークの取得を承認していたので、参事会員側にとっては所得が減少したことになる。なお司教から司祭代理に任命されたものは、参事会へ出頭して誠実の誓約をさせられることになった。

この協定は SMG 側の係争当事者が仮に順当な妥協と見なしたとしても、“教会”側からすれば司教がこの聖堂に対して裁判管轄権を確立したことになる。ウィタムの聖堂に関する聖職任命権は司教自身が掌握した。「ウィタムは以前から司教の裁判管轄権の圏内に含まれていたと見るべきか。以前については疑問が残るとしても、この協定以後についてもはや疑問の余地がない。」要するにウィタムの聖堂は上記ニューポートの聖堂とは異なって、少なくともこれ以後は司教の裁判管轄権の圏内に含まれるということである。その意味は“靈的”裁判管轄権においてもこれに含まれるということであろう (p. 36)。

34) “Matildis …… regina …… imperpetuam elemosinam …… *ecclesiam manerii mei de Witham, hoc est ecclesiam Sancti Nicholai cum ecclesia de Cressinges* [Cressing] ei pertinente et capellis et decimus ac omnibus ei pertinentibus tam terris quam aliis rebus *ad constituendam decimam prebendam et decimum canonicum in eadem ecclesia S. Martini ……* (1145-47)” — *Regesta*, III, 200. この史料は旧稿でも引用したが、不正確な部分があったので再度引用した。「拙稿, 1988(上)」74頁以下。王妃がウィタムに荘園をもち、その聖堂つまり聖ニコラウス聖堂にはクレッシングの聖堂あるいは礼拝所が付属している。聖ニコラウス聖堂は永代寄進の結果として SMG の娘聖堂になり、クレッシングの礼拝所はもともと聖ニコラウス聖堂の娘聖堂であるから、SMG にとってはいわば孫聖堂になる。これらの資産は SMG に第10席次の参事会員を配置すべく、その聖職禄として寄進されたものである。しかしレダンによれば、これは1158年の時点ですでに参事会員共同体の共有資産に変わっていた (Reddan, *op. cit.*, p. 557.)。

35) この協定文書は【付録4】として本稿末尾に収録した。

〈在ロンドン娘聖堂——聖レオナルドゥス聖堂〉

ロンドン司教は、SMG のロンドン所在の娘聖堂に対しても権限を確立しつつあった。SMG の参事会長ならびに参事会は、SMG 母聖堂付属

墓地の境界線内に St Leonard 自由礼拝所の建設を構想していた。聖堂区住民のうちには母聖堂内部の聖レオナルドゥスの祭壇で司牧を受けるもの、すなわちそこでの祭式に出席し、そこで秘蹟を受けるものがいたので、彼らのために独自の礼拝所を設置したいということである。しかしロンドン司教や司教座の参事会長・参事会は、礼拝所が司教の裁判管轄権からの免属領域に新設されることに反対した。この係争については1229年から1241年までの間に協定文書が作成されている³⁶⁾。

この文書によれば礼拝所の建設それ自体は容認された。また聖レオナルドゥス聖堂区³⁷⁾の全住民は、新礼拝所をあたかもその聖堂区聖堂としてそこでの礼拝を認められた。しかしその礼拝所の司祭職の委嘱権限は司教に移り、また司祭は助祭等や聖堂区住民とともにロンドン司教・司教補佐の裁判管轄権のもとに完全に服属することになった。この完全服属は、礼拝所が司教座からの毎年の巡察に際して“cathedratics”や“synodals”の給付義務³⁸⁾を負うほかに、ロンドンの他の聖堂区聖堂が負担すべきすべての給付義務を負うという具体的な文言で述べられている。聖レオナルドゥス新聖堂の資格に関する司教側の意図は明白であり、司教は「司教権限が損なわれないという解釈のもとに新聖堂の建設続行に同意した。」しかしデントンは後段で「靈的裁判管轄権に関しては、新設の聖レオナルドゥス聖堂においてすら司教権限が貫徹されなかった」という推定を述べている (p. 37)。

36) この協定文書は【付録5】として本稿末尾に収録した。

37) 聖堂区の名称としては St Leonard in St Vedast's Lane であるが、後には St Leonard Fosterlane と呼ばれる。

38) 著者はこれらを“two [sic] annual visitations due to the cathedral church”であるというが、ここには誤植があり、筆者はこれを“two annual visitation-dues to the cathedral church”と理解したい。また著者は“2種類”というが、両者は一般にはむしろ同義語として用いられる。Jowitt's Dictionary of English Law.

<在ロンドン娘聖堂のパトロン権と聖職委嘱権>

しかしロンドン市域内外の各娘聖堂の立場は、決して画一的ではな

い。司教記録簿によれば、現存する最古の記録簿³⁹⁾の時点において、下記の7聖堂すべてに関してロンドン司教が聖職委嘱の権限を行使しているという。

- A St Leonard Fosterlane (前段落参照)
- B St Botolph without Aldersgate
- C St Alphege London Wall
- D St Nicholas Coleabbey
- E St Nicholas at the Shambles
- F St Katherine Coleman
- G St Anne (or St Agnes) Aldersgate

それ以前の記録としては1144年の教皇勅書があり、その中ではBCDEの4聖堂が列挙されていた。後の司教記録簿によれば、これら4聖堂すべてに関してSMG参事会長が司祭 rector 候補者の推薦権をもち、その推薦に基づいて司教が聖職委嘱の権限を行使するという。同様にFの聖堂についても聖職委嘱の権限は司教に属している⁴⁰⁾。さらにGの聖堂もまた、少なくとも上記の司教記録簿の時点以後にはSMG参事会長・参事会のパトロン権に属しているが、聖職委嘱の権限は司教に属しているという(p. 37)。

39) *Registrum Radulphi Baldock*, ed. R. C. Fowler (CYS, 1911). [N. B.] Ralph Baldock, bishop of London, 1304-13.

40) なお著者によれば、1291年の*Taxatio*においてこれら娘聖堂からの霊的収入の一部は“年金”として分類され、参事会員へ配当されている。従って聖堂常勤の司祭への配当額“portio (portion)”は概して僅少であった(原著本文37頁)。

〈在ロンドン娘聖堂の免属特権〉

このようにSMGの在ロンドン娘聖堂は、その司祭任命に関しては司教権限のもとに置かれていた。しかし霊的裁判管轄権に関しては、新設の聖レオナルドゥス聖堂においてすら司教権限が貫徹されなかったものとおもわれる。在ロンドン娘聖堂は、一括していわゆる“spiritual peculiar”すなわち霊的免属領域であった。

SMG 参事会長は 1314 年に聖ボトルフ聖堂の司祭代理を破門し、通例に従って国王に申告した。国王はロンドンの“州長官 sheriff”に対する指令において、聖ボトルフ聖堂が王立礼拝所としての SMG の裁判管轄権に直属するという見解を示している。

後にやはり 14 世紀に SMG 聖堂区の住民ロバート某が死亡し、その際に参事会長はこの死亡者の遺言検認の権限を主張した。著者の表現によれば「参事会長のこの権利主張はカンタベリ大司教をおいてほかに否認しうるものがなかった」という。大司教は大権裁判所の管轄権を主張しており、その論拠はロバートの資産が大司教管内の複数の司教管区に分布していることであった。

ほかにおそらくエドワード 3 世の、しかもおそらく 1336 年 5 月 27 日にウッドストック発信の書簡が残っている⁴¹⁾。この書簡はロンドン市長ならびに州長官にあてたもので、その中で国王は SMG が司教系列のあらゆる裁判管轄権から免属されていることを通告し、また免属対象の聖堂を列挙している。この書簡によれば、SMG それ自体あるいはロンドン所在 7 聖堂の“参事会員・司祭代理・従僕あるいは聖堂区住民”に対して何びとも巡察権限をもたず、また司教系列の裁判管轄権による召喚や聖職停止・聖務禁止あるいは破門の権限をもたないという。司教はなるほどこの 7 聖堂に対して聖職委嘱の権限を確保し、また新設の聖レオナルドゥス聖堂については上記の協定がその司教権限を保障している。しかし 7 聖堂のすべてについて免属特権は防衛された (p. 38)。

41) “Cum capella nostra S. Martini Magni Lond’ una cum prebendis et capellis eidem annexis et in privilegiis specialiter contentis libera sit et ab omni iurisdictione ordinaria exempta penitus et immunis et iurisdictioni ministrorum nostrorum subiecta ……” その書簡の冒頭の文言としてここまでが脚注に引用されている。これによれば王立礼拝所としての SMG は、付属の聖職禄や娘聖堂とともに“特別に保障された特権において”自由であり、また“司教系列のあらゆる裁判管轄権から完全に免属され”，国王官僚の裁判管轄権に服属するという。

〈総括——SMG の特異性〉

歴代のロンドン司教は、SMG の在ロンドン7聖堂でもまたウィタムの聖堂でもなるほど若干の権限を行使しえた。上記の通りとりわけ聖職委嘱の権限がそれである。しかし司教の上級裁判管轄権に関しては、娘聖堂のうちでこれを排除しえたところもあった。

ウィタムの聖堂やロンドンの各聖堂はいずれも参事会員の共有であったが、エンクス州内のニューポートやクリスホルの聖堂も、またモールドンの聖母マリア聖堂も、1158年に聖職禄が設定された時点から、特定の参事会員の聖職禄として指定されている。まずニューポートの聖堂は参事会長すなわち筆頭参事会員の聖職禄⁴²⁾の一部であり、クリスホルの聖堂は他の参事会員の聖職禄の一部である。モールドンの聖堂の土地および十分の一の税は別な聖職禄を構成し、2名の参事会員がこれを占有した。これは後に“モールドン内の Keten の聖職禄”として知られる。

ほかに4件の聖職禄が Good Easter の聖堂区に設定されており、1291年までには5件に増えていたと推定され、しかもおそらくこの4件中の1件は、独自に付属聖堂区をもちその住民に対して司牧権限を帯びていたものと見なされる⁴³⁾。いずれにせよグッド=イースタの聖堂における教会裁判管轄権は、すべて SMG の手中に残っている。後世の史料から反復して確認されるように、ニューポートやクリスホルの聖堂も、またモールドンの聖母マリア聖堂も司教系列の裁判管轄権の圏外に残った。SMG の自由に関しては、その後の係争の件数が少ない。しかも係争があればその度に国王側から強力な権利主張があり、母聖堂・娘聖堂の双方について司教の裁判管轄権からの完全免属が主張されている⁴⁴⁾。

SMG の娘聖堂の多くは、国王直轄荘園 royal demesne にあった。それは注目すべき事実であるが、デントンによれば「この事実だけでは司教権限を排除するための十分条件とはなりえない」という。ドゥームズデイ調査では、国王直轄の荘園がモールドンやニューポートのみならずウィタムにもあった。ウィタムは、かつて10世紀初葉にエドワード長兄王が堡壘を構築したところである。モールドン・ニューポート・クリ

スホルの各聖堂ならびにおそらくグッド=イースタの聖堂も引続き自由であるが、著者はその自由の由来について国王の直轄荘園内にあることよりも、むしろ王立礼拝所の娘聖堂であることを重視している。

「しかし SMG 共住聖堂は、正確に言えばアングロ=ノルマン朝が創設したもので、王立自由礼拝所の典型例ではなかった。」何故か。別に拙稿で詳述したように、デントンは王立自由礼拝所の“自由”をアングロ=サクソン期以来の“残存”⁴⁵⁾と考えているので、後発の SMG は王立自由礼拝所の典型例ではありえない。SMG が後発の部類に属することは、この第3章第1節の冒頭でも述べられていた。

デントンはまた「この共住聖堂の初期の歴史がほとんど不明である」とはいえ、その土地資産や娘聖堂の取得過程は「修道院の新設のばあいと酷似していた」という。その意味は、修道院もまた寄進を受けて資産を形成したということであろう。続いて著者は SMG の特異性がロンドン市内にあるという事実由来とすといいい、さらに SMG が国王の家政との関係を深めつつ“行政・司法の実務の場 place of administrative and judicial business”の性格を帯び、レダンの表現を借りるならば「宗教施設というよりはむしろ官僚の法人組織 corporation of officials」になったという。

やがて SMG は、1255 年のヘンリ 3 世の保護令状の中で「イングランドにおける国王の他の礼拝所にもまして自由」⁴⁶⁾であると書かれることになる。SMG はこの保護令状の時点で、すでに母聖堂それ自体のみならず聖職禄としての娘聖堂についても免属の特権を確保していた。では SMG はその点で唯一の王立礼拝所であったか。その設問の解答は、著者によれば「他の王立自由礼拝所の初期の歴史を点検してはじめてえられる。」原著第3章の第1節すなわち SMG に関する各論はここで結ばれており、第2節以下では他の礼拝所の“点検”がなされる (p. 40)。

いいかえると第1節の末尾ではその“点検”の結果としての解答を示唆することなく次節から直ちに“点検”に移行しているのだから、ここでは筆者なりの理解に基づいて他の王立自由礼拝所の初期の歴史の“点検”

結果に言及しておきたい。それはすでに「拙稿, 1989(上)(下)」でも示唆したところであるが、実は同じ段落でも直前でその解答が示唆されていた。要するに「イングランドにおける国王の他の礼拝所にもまして自由」という引用がそれである。すなわち王立自由礼拝所 SMG は、その“自由”の現実の達成度においてまさに筆頭の地位にあるという。免属特権が概して大幅に保全されたという点では、ほかにソールズベリ司教管区内の Wimborne Minster の王立自由礼拝所が指摘されている⁴⁷⁾。逆にいえばウィムボーン=ミンスタがまだしも第2位であり、ほかの礼拝所はその“自由”の達成度においてこの両者に遠く及ばないということになるろう (p. 40)。

42) 1254年の評価では、ニューポートに5マークの“vicaria”すなわち司祭代理職が設置されている。しかしデントンによれば、これは恒久的な司祭代理として司教から叙任されるものではない。“sed non est constituta ab episcopo, et ideo nullus vicarius, sed capellanus serviens pro predictis v marcis.” 従って問題の5マークとは司祭代理ではなく、礼拝所司祭の給養財源であるという。

43) 1件の聖職禄はグッド=イースタの Imbert と呼ばれ、これは“beneficium non curatum”であった。他の1件の聖職禄は1291年に Bertham de Gors という人物が占有しており、この人物は後の教皇クレメンス5世かと推定される。さらに別の1件は、やはり1291年に John of Caen に占有され、これは後に Faucons ともあるいは Fawkeners とも呼ばれる。

44) ① “To Ralph de Sandwyco, constable of the Tower of London. Order to release from the Tower Master John de Staunton, imprisoned therein for a citation that he made in the king’s chapel of St Martin le Grand, London, *which is free and exempt from all jurisdiction of the ordinary, as are the other chapels of the king, contrary to the king’s crown and dignity and the immunities of the said chapel*, upon his finding mainpernors to have him before the king and his council on the morrow of St Martin (1293)” —CCR., 1288-96, pp. 304-5. ② “To R. archbishop of Canterbury. Inhibition of his attempting to exercise any jurisdiction in the king’s free chapel of St Martin le Grand, London, or in the prebends attached to it, or from attempting anything that may tend to the prejudice of the king or his crown or his royal dignity, *as the chapel is exempt, like the king’s other free chapels, from all jurisdiction of the ordinary*, and the king learns that the archbishop intends to extend the office of visitation

there (1303)" — *CCR*, 1302-7, pp. 72 f. ③ "To the collectors of the procurations of P. bishop of Sabina, cardinal of the Roman church. Order prohibiting them from exacting from the dean and chapter of the king's free chapel of St Martin-le-Grand, London, procurations for the use of the cardinal or any other exactions by reason of which it may be necessary for the king to apply a heavier hand, *as his said free chapel, in the same way as his other free chapels, is exempt from all jurisdiction of the ordinary and from all exactions, contributions and procurations whatsoever*, and the king learns that they exact procurations as above from the dean and chapter and coerce them to pay them. The like to the said collectors for the chapels of Stafford, Pencrich [Penkrigde], Wolvernehampton [Wolverhampton], and Wymbourne [Wimborne Minster] (1307)" — *Ibid.*, p. 530. 原注でこの3点が示唆されているので、原文の要点を引用した。ほかに1点の文書が示唆されており、本稿では【付録6】としてそれを末尾に収録した。

45) 原著第6章の表題は“靈的自由の残存”となっており、そこでの著者の記述は「拙稿, 1989(下)」第6章で抄訳されている。

46) "Protection for the men, lands, goods and possessions of the dean, chapter and canons of SMG, London, which is the king's free chapel and *freer than his other chapels of England* (1255)" — *C. P. R.*, 1247-58, p. 400. この保護令状はすでに筆者自身によっても引用されている。「拙稿, 1988(上)」79頁。

47) 原著 27 頁。「拙稿, 1989(上)」27 頁。

補 足 = 総 括 と 解 説

以上のデントンの記述についてどのような総括が可能か。筆者は上記の最終段落の冒頭に〈総括——SMGの特異性〉という小見出しを置いた。筆者にはこの段落それ自体が原著者自身による〈総括〉として読めるからにはほかならない。従ってこの最終段落の記述をも念頭に置きながら、SMG 聖堂それ自体ならびに SMG “聖堂群”の特異性を集約して列挙しよう。

○第1点。SMG はそれ自体が母聖堂として娘聖堂をもち、しかも娘聖堂の数において王立自由礼拝所の筆頭の地位にあった。

- 第2点。SMG は母聖堂のみならず娘聖堂についても“自由”の達成度において王立自由礼拝所の筆頭の地位にあった。
- 第3点。SMG の共住聖堂は11世紀後半に創設され、後に“王立”の自由礼拝所へ変わったもので、王立自由礼拝所としてはむしろ後発の部類に属する。
- 第4点。SMG は国王の家政との関係が深く、行政・司法の実務の場という性格を帯びている。

第4点の“実務の場”という表現はデントン自身のものであるが、これについては後に筆者の所見を述べたい。

ほかに著者は、母聖堂・娘聖堂間での、また娘聖堂相互間での“自由”の不均等性あるいは不均質性を検証している。聖堂によっては聖レオナルドゥス新聖堂のようにその司祭候補者の聖職委嘱の権限を失い、司教座からの毎年の巡察を受入れ所定の給付義務を負うところもある。各聖堂の“自由”とは主として司教系列の裁判管轄権からの、しかも霊的裁判管轄権からの免属を意味している。しかし“自由”の不均等・不均質はSMG“聖堂群”だけの特異性ではなく、むしろ王立自由礼拝所全般の通有性ですらあった。そのことについてはすでに「拙稿、1989(上)(下)」でも詳述している。

また著者によれば、SMGの“自由”は司教系列の教会権力との競合関係あるいは緊張関係の中で次第に明確化した。具体的にいえば各聖堂の“自由”の内包・外延は、係争を経て個別に協定される。このような協定の個別性は、上記の不均等・不均質の根源でもあろう。いずれにせよこの節では、各聖堂に関する係争経過・協定内容が詳細に記述されている。しかしこの係争・協定もSMG“聖堂群”だけの特異性といえず、やはり通有性の一部である。上記拙稿では、他の礼拝所の同種の事例についても詳述している。

ところで上記第1点については原著にそのままの指摘がない。しかし他の王立自由礼拝所に関する記述と比較すれば、SMGは娘聖堂の数において抜群であることが判明する。これを第2点との関連で見ると

ば、SMG は資産においてもまた“自由”の達成度においても筆頭であり、しかも第3点をも加味すれば、後発のSMGが財力・権限の双方において先発の王立自由礼拝所を超えていることになる。後発が先発を超えたこと背景については特別の説明がない。著者は上記の最終段落において、SMGの特異性の由来としてまずロンドン市内にあることを重視し、また国王の家政との緊密な関係にも言及した。あえていえば、この部分の指摘が財力・権限の集積の背景に関する間接の説明であろうか。

最後の第4点については、事実の指摘だけで実態の検証はない。それはすでに「拙稿、1989(上)(下)」で指摘したように、デントンの関心が筆者自身の関心とは異なっており、王立自由礼拝所と国王行政との関連ではなくて、各聖堂の“自由”のあり方に集中しているからであろう。国王行政との関連については、ほかに「拙稿、1988(上)(中)(下)」の特に最終節を参照されたい。

この第4点で、まずSMGと国王の家政との深い関係を指摘したのは適切である。またSMGが「宗教施設というよりはむしろ官僚の法人組織」であったというレダンの評言にもまったく異論がない。ではデントンがいうようにSMGは実際に“行政・司法の実務の場”であったといえるか。筆者が知る限りでも、なるほどSMGにはロンドン市域に関する国王裁判所あるいは市裁判所の上級審という側面もみられる。同様の側面はロンドン塔にも見受けられ、そのことはすでに「拙稿、1988(下)」の末尾で述べている。しかし“実務の場”というほどの固有の実務がSMGにおいて恒常的に処理されていたか否か。その点について、筆者自身はいまだに確証をえていない。筆者の手もとの史料だけからの印象では、必要とあれば、SMGを実務処理の場としても利用しえたという程度のことかとおもわれる。またSMGにおいて可能なことは、今しがた述べたようにロンドン塔でも可能である。上級審にしても、いわば臨機応変にその場を選択したということではないか。

SMGはなるほど“官僚の法人組織”である。しかしそのことは必ず

しも“実務の場”であることを意味しない。何故か。SMGの参事会員は参事会長も含めて大半が官僚であり、いずれかの“官庁”で実務に関与している。彼らはまさにそのためにそれぞれの“官庁”に常勤することがあり、逆にSMGには常勤しない。非常勤の参事会員は、各自の負担においてSMGに聖務代行者を配置した。SMGの日常業務は、おそらく2名程度の常勤参事会員と10名未満の聖務代行者によって処理されていた。そのことは「拙稿、1988(中)(下)」でもすでに言及した。従ってSMGの場で何らかの“実務”が処理されたとしても、その担当者の主力は“法人”構成員としての“官僚”自身ではなく、その代行者であった。SMGを“実務の場”と見なすときにはこのような実態をも考慮し、当面は常設の“官庁”のようなものの連想を避けるべきであろう。

デントンの総括に対してあえて異論を述べるとすれば、まさにこの1点がそれである。SMGに関してはその“実務官庁”という側面ではなくてむしろ官僚の“給養財源”としての側面を強調すべきであろう。官僚は参事会員の資格において聖職禄を配当され、その聖職禄からの所得によって給養された。その聖職禄こそが各“官庁”での常勤をも可能にした。しかしこの異論にしても、デントン自身の主要な関心領域に即した異論ではなく、この著書全般に関する評価がこれによって変わるものではない。王立自由礼拝所の“自由”の実態検証におけるデントンの貢献は、疑いもなく大きい。

なお国王の家政との緊密な関係という点では、次の2聖堂もきわめて重要である。

○ St Stephen's within the palace of Westminster

○ St George's within the castle of Windsor

いうまでもなく王宮・王城内に設置されるもので、これらも王立共住聖堂であり王立自由礼拝所であるが、いずれも1348年に新規に創設された。デントンの著書の下限はほぼ“1300年”であり、従ってこの両者については詳細に言及されることがない。いずれにせよSMGは“後発”とはいえ、これらとの比較ではむしろ“先発”に相当する。

* * * * *

《おわりに》

本稿は最初に述べたように“妙訳”であり“意識”である。また著者の発信情報の“整理”を意図したものである。従って「拙稿, 1989(上)(下)」にしてもまた本稿にしても, 原著それ自体の役割を代行しうるはずがない。この問題に関心をもたれる研究者各位が直接に原著を読まれる際に, 何らかの参考になればまことに幸甚である。

付 録 関 連 史 料 と そ の 解 説

《この付録では、6点の参考史料の原文を引用し、簡略な説明を補足する。説明の便宜のために原文を適宜に分割した。またやはり説明の便宜のために、文言の一部を斜体字に変えた。》

〔付録1〕 本文44頁(原文33頁)

次の史料は SMG 参事会長および参事会員の聖職禄の配分方式を規定したもので、前稿執筆の時点では原文を参照しえず、レダンの解説の要点を祖述しえたに過ぎない。「拙稿、1988(上)」73頁以下。

Pfründenordnug für St. Martin's le Grand, 14. Okt. 1158. — cited from Lena Voss' *Heinrich von Blois, Bischof von Winchester, 1129-71*, [Historische Studien, Heft 210 (1932)], pp. 151 f.

“Anno ab incarnatione domini M. C. LVIII regnante H[enrico] rege iuniori die festi sancti Kalixti pape

交付の年月日：ヘンリ2世治下1158年10月14日(聖カリストゥスの祝日)。なお“rex junior”については“heir to throne c 1300”(Rev. Med. Lat. Word-List)という解説もあるが、このばあいはヘンリ1世との対比で“2世”の意味に理解される。

facta est *constitutio prebendarum* sancti Martini London[iensis] consensu et consiilo H[enrici] dei gratia Wyntoniensis episcopi et eiusdem ecclesie decani et Willelmi comitis Bolonie eiusdem ecclesie advocati, et *petitione omnium canonicorum*, videlicet :

斜体字の部分からして、これは SMG の聖職禄に関する確認の文書である。交付者はウィンチェスタ司教兼 SMG 参事会長ヘンリ。ブローニェ伯ウィリアムが SMG のパトロン権者の資格でこれに同意しており、またこの文書が“参事会員全員の請願”によって交付されたことが明記されている。なおこの時点ではブローニェ伯がパトロン権者であり、従って SMG は“王立”の礼拝所になっていない。

prebenda domini decani assignata est in ecclesia de Niweport, et preter hoc terra de Tolleshund XX sol.,

〈聖職禄の配分〉

◎参事会長 Henry of Blois:

Newport の聖堂

Tolleshunt に年収 20s. 相当の土地

prebende vero canonicorum tunc temporis, scilicet Ricardi de Monteacuto et Roberti de Castello, assignate sunt in terra ecclesie de Maldona cum decimis, et aliis pertinentiis ad eandem terram,

◎参事会員 Richard de Montacute および Robert de Castello:

Maldon の聖堂付属の土地

この土地からの十分の一税その他

prebenda Theoldi canonici in ecclesia de Christeshale in terris et decimis et omnibus aliis, que pertinent ad eandem ecclesiam, et preter hec X sol. in Tolleshunt et X sol. in Hodesdona,

◎参事会員 Theoldus:

Chrishall の聖堂

この聖堂に納付される十分の一税

Tolleshunt および Hoddesdon からそれぞれ年収 10s.

prebenda vero Roberti de Cornevilla in terris, que sunt Londoniis et extra Londonias, que valent C sol.,

◎参事会員 Robert de Cornevilla:

London の城域内外に年収 100s. 相当の土地

prebende vero Roberti de Limes, Augerii capellani, Roberti de Bolonia, magistri Bernardi de Bolonia, assignate sunt in manerio de Estria; preter hec autem habebunt de bosco Norton ad domos suas faciendas et reparandas, et ad focos suos faciendos, et singulis annis habebunt in eodem bosco XL porcos sine pasnagio.

◎参事会員 Robert de Limesi, Augerius the chaplain, Robert de Boulogne および Master Bernard de Boulogne:

Good Easter の荘園

Norton の森からの家屋の建築・修理の木材および薪

この森で毎年 40 頭の豚の放牧権 (放牧料免除)

Prebenda Radulphi Lothari assignata est in Northona et in terra de Selga et habebit de bosco Norton[e] ad domos suas facienas et reparandas et ad foscus suos facienas,

◎参事会員 Ralph the Lotharingian :

Norton および 'Selga' の土地

Norton の森から家屋の建築・修理の木材および薪

ipse vero nec vendet nec dabit de eodem bosco aliquid, et forestarius, qui in bosco ponetur, quatuor canonicis de Estra iuramento astrictus erit, quod non patietur aliquem aut dare aut vendere aliquid de bosco inconsultis illis.

留保条件: 最後の参事会員レイフはこの森の資源に関して売却・贈与の処分権をもたず, またこの森の管理者は, 上記イースタの占有者としての参事会員 4 名に無断ではこの森の資源に関する売却・贈与の処分をなしえない。

Si autem contingat, quod rex aut advocatus sancti Martini aliquam assisam super villam de Estria faciat, homines de Northon[a] communicabunt hominibus de Estria secundum tenuras suas.

国王あるいは SMG のパトロン権者からイースタの村落に何らかの賦課がなされるときは, ノートンの住民もその占有持分に応じて賦課総額の一部を分担する。

Ecclesia de Maldona assignata est in luminariis et aliis negotiis ecclesie sancti Martini.

モールドンの聖堂の収入は SMG の燈明その他の費用に充当される。

Terre vero que sunt London[iis] et extra London[ias], preter assignatas prebendas canonicorum, in communa canonicorum in ecclesia degentium assignate sunt, et preter hec ecclesia de Witteham et capella de Barhunt [Bonhunt] et decima de Toleshunt et *quicquid amplius in ecclesia excreverit.*

ロンドン城域内外の土地は参事会員の聖職禄に充当されるほか, 常勤参事会員 *canonici in ecclesia degentes* の共同体に共有資産として配当

され、またウィタムの聖堂、ボンハントの礼拝所、トウルズハントの十分の一税も共有資産とされる。最後の斜体字の部分は将来における資産の増加分であり、これもあらかじめ共有資産として見込まれている。

Si autem aliquis *canonicorum in ecclesia residentium* in negotia sua ire voluerit, quater in anno eat hoc pacto, ut non amplius quam XV diebus extra ecclesiam moret[ur], nisi convenientem pretendat excusationem.

この斜体字の部分もやはり常勤の参事会員を意味し、彼らは1年に4回までの不在が許容された。なお不在の期間は正当な理由がない限り1回につき15日以内とされた。

Si autem *ultra statutum moram facere* consueverit, clericus in ecclesia pro eo ponatur.

斜体字の部分で“規定の限度を超えて滞在する”とは、聖堂外に滞在すること、いかえると聖堂内には不在であることを意味するものであろう。要するに非常勤の参事会員は、聖堂内に聖務の代行者を配置することを義務づけられた。

Preterea canonici, qui non frequentabunt ecclesiam, vicarios idoneos in ecclesia invenient, et unusquisque vicario suo annuatim XX solidos dabit et in communa canonicorum unam marcam argenti, et in operatione ecclesie dimidiam marcam.

非常勤参事会員は聖務代行者に年額 20s.*⁹⁾を支給するほか、参事会員の共同体に1マーク、聖堂建造物の補修費用として1/2マークを負担した。

*) “duas marcas argenti IIIIor anni termin[is]” と記載した写本もあるという (Voss, *op. cit.*, p. 152 n. 3)。年額2マーク (26s. 8d.) の4期分割支給か。

Si autem aliquis canonicorum studio vacaverit, in communa canonicorum dimidiam marcam dabit.

常勤免除の理由が勉学のばあいは、共同体への負担金が半額の1/2マークとされている。

Et preter hec ad operationem ecclesie data est decima dominii de Estria.”

聖堂建造物の補修費用としては、ほかにイースタの荘園からの十分の

一税も充当されている。

〈筆者所見〉

この史料については上記の通り、すでに「拙稿, 1988(上)」で不完全ながら言及しているので、あらためて特記すべき事項がない。

* * * * *

〔付録 2〕 本文 46 頁 (原文 33 頁)

この史料は SMG 参事会長とコウルチスタ司教補佐との係争に関して、大司教の判断が述べられている。

Erzbischof Theobald befiehlt dem Archidiacon Edward, die Kanoniker von St Martin's le Grand nicht zu einem Prozeß um den Besitz der Kapelle Barhunt zu zwingen in Abwesenheit ihres Dekans (1139)

—cited from Lena Voss, *op. cit.*, p. 152.

“T[heobaldus] die gratia Cantuariensis archiepiscopus et totius Anglie primas. Venerabili fratri Edwardo archidiacono salutem.

カンタベリ大司教シアポールドから司教補佐エドワードあての書簡。

Questus est nobis venerabilis frater H[enricus] Wint[oniensis] episcopus, ecclesie sancti Martini Lond[oniensis] decanus, quod compellas canonicos suos procedere in causam de capella de Barhunt [Bonhunt], quam asserit ecclesiam suam de Neweport antiquitus in pace possedissee et precipue tempore predecessorum tuorum archidiaconorum et venerabilis memorie Ric[ardi] videlicet et Gilb[erti] episcoporum et deinceps usque in presens tempus.

まずウィンチェスタ司教兼 SMG 参事会長ヘンリからの提訴事項が述べられる。ボンハント礼拝所に関する訴訟があり、司教補佐がその訴訟の場へヘンリ配下の参事会員を召喚したが、この礼拝所はヘンリがニューポートの聖堂へ娘聖堂として与えたものであり、以前から今日まで平穏に占有されているものであること。なおここで“以前から…今日まで”という文言については“故ロンドン司教リチャードの在任中および現司教ギルバートの在任中”と付記されている。

Pretendit scilicet se ita guerris et tribulationibus occupatum et impeditum, quod ad presens *cum ipsis nec pro ipsis*, sicut ratio expostulat, in causa

stare potest.

ヘンリの主張が述べられる。ヘンリ自身は“争乱”の渦中で忙殺されていたが、ようやく訴訟の場への出頭が可能になったという。なおここではヘンリ自身の出頭が“参事会員の代理としてではなく参事会員とともに”なされるもので、しかもそれは道理の要請に合致するということである。

Unde tibi mandamus et precipimus, *quantinus* ita in pace et inconcusse canonicos predictos tenere permittas, sicut temporibus prescriptis ipsos et ecclesiam suam prenominatam tenuisse manifestum est.

大司教から司教補佐への指令が述べられ、結論としては参事会員に対して従来の占有継続を保障させている。[斜体字の語義不明]

Videtur enim eis, se non esse compellendos in causam de possessionibus ecclesie *sine presentia decani sui*, cuius est, et de rebus ecclesie disponere et pro ipsis cum canonicis in causa procedere. Vale.”

この指令の根拠が述べられている。まず参事会員は“参事会長自身が出頭しない限り”資産関係の訴訟に召喚されず、しかも資産の処分権は参事会長に属し、参事会長はまた“参事会員の代理としても参事会員とともに”出頭することが認められているという。

〈筆者所見〉

上記の通り筆者は“*quantinus*”の語義を確認しえなかった。しかしこの文書による占有継続の保障とは暫定的な保障ではないか。文面から明らかかなように否定されたのはまさに“欠席裁判”の効力であって、司教補佐の裁判管轄権それ自体は否定されていない。従って参事会長の出廷が可能なときに審理が再開されるはずであって、この保障は審理完了までの暫定的な保障と考えられる。問題の語は“*quantinus*”つまり“*quatenus*”の誤記あるいは誤植であろうか。

またここで司教補佐の裁判管轄権とは、文面に明記の通り“資産”に関する裁判の管轄権であって、いわゆる“靈的”裁判管轄権ではありえない。その点にも合わせて注目しておきたい。

この文書は編者の記載によれば1139年のものであり、この年の夏至の宮廷会議において前参事会長ロジャが逮捕され、スティーヴン治下の

いわゆる“無政府状態”が始まる。文面の“争乱”とはこの事態を示すものか。またこの事態については「拙稿, 1987」159頁を参照されたい。

なおこの史料の校訂に関して2点の問題点を付記しておきたい。まずこの大司教書簡の受領者は“司教補佐エドワード”と読まれ、その人物について校訂者フォスは“Bei Le Neve, Fasti, nicht gennant.”と注記しており、それはそれなりに正しい。しかし *Fasti* の今日の校訂本は、この人物を“Ailward, archdeacon of Colchester”と見なしている。また問題の礼拝所の所在地は“Barhunt”と読まれた上で“Banhunt”と注記されている。これはかつて“Banhunta”と書かれたこともあるが、本稿では上記の通り“Bonhunt”という通常の表記に従った。

* * * * *

〔付録3〕 本文50頁(原文35頁)

次の2点の史料は、いずれも SMG の特権に関する勅許状の記載である。このうち[1]はすでに「拙稿, 1988(上)」(64頁以下)に引用され説明もなされているもので、今回は[2]との対照の便宜のために再録した。

[1] A Charter of Willian the Conqueror, 1068.

—cited from W. H. Stevenson’s “An Old-English Charter of William the Conqueror in Favour of St. Martin’s-le-Grand, London, A. D. 1068”, *English Historical Review*, xi (1896).

この勅許状はすでに前稿でも指摘の通りラテン語・古英語の2語併記になっており、以下の①・②はそれぞれの一部である。(1)(2)(3)などは後段の説明の便宜のために筆者が記入したものである。

① “(1) Sit vero ipsa prenominata Beati Martini ecclesia, et eiusdem ecclesie canonici episcoporum, archidiaconorum, decanorum, ministro-rumve suorum universali exactione et inquietudine quieta et omnino sequestrata. (2) Sint vero ipsius ecclesie omnimode possessiones ab omni regal[s] servitutis iugo libere; (3) sint omnimodarum iniuriarum impul-sionibus absolute; (4) sint quiete ab exercitus expedicione, pontis res-tauracione, municionis et castelli auxilio. (5) Habeant etiam socnam et sacam, et toll, et team, et infangennetheof, blodwite, mundbrice*, burh-

brice*, miskennyng*, hlæsting*, frithsocne*, fleamenafirmthe, wer-
geldtheof*, utleap*, forfeng*, fyhfenge*, firdwite, fihwtite, weardwite*,
hengewite, hamsokne, forsteall*, (6) et si quas alias libertates vel con-
suetudines [que] aliqua ecclesiarum regni mei Angl[ie] meliores habet.”

このうち特に (5) については後段で [2] の記述と比較される。また (5) のうちで * 印の語彙は [2] で反復されていない。

② “(7) and beon hig wurðe socne and sake and toll and team and infangenepoef (8) and ealra oðre lage and frigscipe swa hit her buffen on Latin gewriten is.”

古英語の記載部分では (5) の文言がこのように簡略な記述になっている。 (8) 以下を逐語的に置換すれば次の通りである。 “and all the other law and freeship as it is written in Latin above”

[2] A Charter of Henry III, 4, Feb. 1231.

—cited from *Calendar of Charter Rolls*, I, 129.

この勅許状は SMG の特権の内容を再確認したものである。説明の便宜のために原文を内容に即して細分した。それぞれの用語の意味については、たとえば次の辞典に簡明な解説があるので、ここでは詳細な説明を省略する。

Jowitt's Dictionary of English Law, 2nd ed., 1977.

“Grant to the church of St. Martin, London, and Walter de Kirkeham, king's clerk, dean thereof and his successors, of the *following liberties*, together with the gift of all prebends and churches and the free administration of all things belonging to the same church,

ウォールタは第 10 代参事会長 (1229—44 年)。現参事会長一代に限らず将来にわたって “下記の諸特権” が承認され、合わせて参事会員の聖職禄や娘聖堂など一切の付属資産に関する権限の譲渡がなされた。

viz.—soc* and sac*, thol* and theam*, infangenethof* and *all other liberties*, free customs and quittances pertaining to the said deanery and church;

* 印の語彙はいずれも領主権の具体的な表現として頻繁に用いられるもので、(5) の最初でもこの順序で列挙されている。斜体字の部分は—

見たところ(8)と共通しているが、この [2] の勅許状では後段であらためて内容に言及される。

and all the lands, demesnes and men of the said church of St Martin shall be quit of shires, hundreds, and suits (*sectis*) of shires and hundreds, of wapentakes (†),

SMG の資産・構成員が州やハンドレドの裁判管轄権から除外されるということで、このままの規定は [1] に見当たらない。(†)については後述する。

of money payable for forfeiture, murder, larceny, gelds, danegelds, hidages, assises,

いわゆる公租公課からの免除規定であり、最後の“assises”の意味は判然としないが、これも何らかの法定賦課であろうか。

works of castles, walls, ditches, parks, bridges and causeways, of wastes, regards, essarts, and *pleas of the forest*,

各種工事関係の労役提供義務の免除規定であり、架橋・築城の労役からの免除は(4)でも規定されていた。最後の斜体字の文言は禁猟林裁判所への出廷免除であろうか。

of ferdwite, hengwite, flemenefrithe, hamesocn, bloodwite, fightwite, leirwyte*,

いずれも罰金あるいは償金からの免除を意味するもので、最後の*印以外は(5)にも明記されていた。

hundredspenny, wardpenny, averpenny,

これら3語はいずれも労役から貨幣に換算された負担であり、その負担からの免除規定である。

watches, pontage, passage, lestage, tallage, stallage, toll, scutage and all secular exactions and customs.”

最初の“夜警”は労役か貨幣代納か不明であるが、ほかはいずれも貨幣負担であろう。最後に“すべての世俗の徴発および慣習上の賦課”からの免除が規定されている。

〈筆者所見〉

勅許状 [1] および勅許状 [2] の内容は以上の通りである。以下これに

当面の所見として次の3点のみを追記しておきたい。

第1点。文言は[1]よりも具体的になっているが、その反面では[1]の(1)に相当する事項すなわち司教・司教補佐系列の徵発・介入からの免除については言及されていない。何故か。筆者の手もとには、その理由について明言するための史料も文献もない。しかしながら SMG が[2]の時点で(1)相当の免属特権を喪失していたとは考えられず、この新勅許状の目的は旧勅許状の(2)(3)(4)(5)相当部分の再確認あるいは明確化にあったと見るべきではないか。

第2点。旧勅許状の(5)はそもそも幾つかの問題を含んでいた。そこには合計23件の事項がいわば無造作に列挙されている。最初の5件は[2]で明らかのように SMG が取得すべき特権であるのに対して、他の18件は賦課免除の対象事項である。新勅許状ではまず両者を峻別した上で18件中の11件が削除され、逆に“leirwyte (lairwite)”が追加されている。旧勅許状の“miskennyng (miskenning)”や“weardwite (wardwite)”はそれ自体が時代錯誤の疑惑をもたれていたもので⁴⁾、新勅許状で削除されているのは実態に近づけたということであろうか。

第3点。新勅許状では“shires and hundreds, of wapentakes”と併記されており、最後の1語に問題が残る。ワプンテイクとはいうまでもなくヨーク・リンカン・ノティンガム・ダービー・ラトランド・レスタの各州におけるハンドレッド相当の行政単位である。では SMG の資産はこの時点でこれら6州の内部にも分布していたか。筆者が知る限り SMG の在郷資産の大半はエシクス州内にあり、それ以外ではケムブリジ州・ハーフッド州にそれぞれ1件だけ確認されている⁵⁾。新勅許状でワプンテイクに言及した理由は不明であるが、あえていえば将来これら6州でも資産を取得する可能性があるという想定によるものではないか。上記の“miskenning”や“wardwite”にしても、単に“時代錯誤”と見なすべきか。このばあいもまたこれらの罰金あるいは償金を請求される可能性を想定して記載された、という解釈の余地もありえよう。

- a) 「拙稿, 1987」159頁。
b) 「拙稿, 1988(上)」(64頁以下)

* * * * *

〔付録4〕 本文51頁(原文36頁)

次の史料はロンドン司教の布告文書であり、SMG 参事会長と参事会員との係争に司教が介入し、その仲介による妥結事項を列挙している。

Act of Bishop Eustace of Fauconberg concerning the submission of the church of Witham to the bishop's jurisdiction. St Paul's, 1 March 1223 —cited from the APPENDIX I, pp. 153 f.

“Omnibus *sancte matris ecclesie* filiis presens scriptum audituris Eustachius divina miseratione Lundon' ecclesie minister humilis salutem eternam in domino.

ロンドン司教の布告。斜体字の部分は“Holy Mother Church”つまり“母”としての“教会”であり、聖母マリア聖堂でもまた娘聖堂に対する母聖堂 *ecclesia matrix* でもない。宛名はその“母”に対して“息子たちへ”と書かれている。

Noverit universitas vestra quod cum aliquando mota fuisset contentio inter dominum G. de Boklande decanum Sancti Martini et canonicos eiusdem ecclesie super ecclesia de Wiham [*sic*], quam idem canonici *ad communam suam de antiquo iure dicebant pertinere*, tandem idem decanus quicquid iuris habebat in predicta ecclesia in manus nostras resignavit.

参事会長と参事会員との間でウィタムの聖堂に関する係争があり、参事会員からはこの聖堂が“古い権利”によって彼らの共有資産であるとの申立てがなされ、結果として参事会長は全権を放棄してそれを司教に委ねた。なおこの時点の参事会長は Geoffrey de Boclande (bef. 1211-25)。

Et tunc tam ipse quam dicti canonici totam predictam ecclesiam spontanea voluntate nostre commiserunt ordinationi.

参事会長および参事会員はウィタムの聖堂に関する聖職者の品級授与権を司教に委ねた。

Nos autem necessitatibus ecclesie Sancti Martini compatiētes, ipsius considerato in multis necessariorum defectu, de assensu capituli nostri ipsam ecclesiam de Wiham cum pertinentiis suis concessimus ipsis canonicis Sancti Martini in proprios usus ipsorum convertendam,

しかし司教は SMG の窮状をも考慮し、司教座参事会の同意のもとにウィタムの聖堂およびその付属資産を SMG 参事会員へ譲渡した。

salva perpetua vicaria eiusdem ecclesie ad quam de predictorum decani et canonicorum assensu deputavimus et assignavimus totam terram ad ecclesiam pertinentem cum capitali mesagio et hominibus redditibus servitiis et cum omnibus libertatibus et consuetudinibus suis et omnes oblationes et obventiones eius ecclesie et *omnes decimationes totius parochie ad alteragia pertinentes.*

司教はこの聖堂に常任の司祭代理職を設置し、SMG 参事会長・参事会員の同意のもとにこの代理者に給養財源として聖職禄を与えた。その細目としては聖堂付属の土地・住居、賦役給付隷属民、諸特権・諸慣習(上の権限)、各種の奉献物、ならびにその聖堂区全域の“祭壇付属の十分の一税分担区”と書かれている。

Predictae autem vicarie ordinatio et collatio ad episcopos Lundon' absque contradictione in perpetuum pertinebit.

しかもこの代理者への品級授与権・聖職禄授与権は、異論の余地なく永久にロンドン司教に帰属することになった。

Et ipsi canonici Sancti Martini de eadem vicaria percipient in perpetuum singulis annis septem marcas argenti medietatem in festo Sancti Michaelis et medietatem in Pascha donec nos vel successores nostri in loco competentis alias eis assignaverimus *aliquod beneficium eiusdem valoris vel amplioris.*

他方 SMG 参事会員は、この代理職の収益から総額 7 マークの年金を聖ミカエル祭・復活祭の 2 回に分割して受領することになった。また年金の支給期間は、現司教かその後継者がほかに“同等あるいはそれ以上の聖職禄”を提供するまでとされている。

Habebunt etiam ipsi canonici tantum de terra eiusdem ecclesie in loco competentis ubi grangias suas et alias domos necessarias commode

poterunt collocare.

また参事会員は同聖堂の土地の一部を割愛され、そこに倉庫などを配置することを認められた。

Habebunt etiam apud Kersinges [Cressing] locum illum ubi grangie ecclesie site sunt.

クレッシングに聖堂占有の倉庫が現存し、その土地は参事会員へ割愛されることになった。

Et quicumque per nos vel successores nostros in eadem vicaria vicarius fuerit institutus infra octo dies iurabit eisdem canonicis in capitulo eorum fidelitatem de eorum indemnitatem servanda et de predicto reddito statutis terminis persolvendo.

司祭代理に交替があるときは、新任者への聖職委嘱の日から8日以内に彼を参事会へ出頭させ、上記の年金など補償措置の誠実な履行を誓約させることになった。

Et ipse vicarius omnia onera dicte ecclesie et capelle de Kersinges sustinebit et eam cum capella honeste procurabit in omnibus.

司祭代理は同聖堂およびクレッシングの礼拝所のすべての負担を継承し、この聖堂・礼拝所を誠実に管理することになった。

Et ut hec nostra provisio et ordinatio perpetuam optineat firmitatem, eam auctoritate pontificali et presenti scripto et sigilli capituli nostri appositione confirmavimus. Predicti etiam decanus et capitulum Sancti Martini eandem ordinationem approbantes et ratam et gratam habentes sigillorum suorum appositione corroboraverunt.

司教布告の結辞。恒久的効力の証明として司教座参事会の捺印封蠟を紐で文書に連結すること、また SMG 参事会長ならびに参事会も同意の証明としてそれぞれ捺印封蠟を紐で文書に連結することが述べられている。

Hiis testibus Roberto decano Sancti Pauli, W. archidiacono Lund', R. arcidiacono Coleestr', P. thesaurario, H. cancellario, J. W., J. de Sancto Laurent', Ph. de Falkoberg' et aliis canonicis Sancti Pauli, magistro W. de Turri, Reginaldo, Hugone Petro et aliis canonicis Sancti Martini. Act' apud Sanctum Paulum kal. Martii pontificatus nostri anno secundo.

証人の連署。聖パウロ司教座参事会長、ロンドンおよびコウルチスタの両司教補佐^{a)}、司教座の財務主管および文書主管^{b)}、その他司教座参事会員がまず署名し、次に SMG 参事会員の署名がある。聖パウロ聖堂で、現司教の在任第 2 年目^{c)}の 3 月 1 日 (1223 年) に交付された。

a) ロンドン司教のもとにはほかに 2 名の司教補佐が置かれ、それぞれミドルンクス・エンクスを管轄した。

b) 国王のもとに大法官府長官 cancellarius (chancellor) および財務府長官 thesaurarius (treasurer) が置かれていたように司教座にも同名の役職が設置されていた。

c) ユースタスの司教叙階は 1221 年 4 月 25 日。

〈筆者所見〉

この係争は、単に参事会長・参事会員間の問題として見れば前者の完全敗北に終わっている。参事会長の主張それ自体が十分な根拠を欠いていたことからすれば、むしろ当然の結末である。では後者の完全勝利といえるか。参事会員はなるほどウィタムの聖堂やその付属資産の占有権を回復した。しかしその占有権の実態は、現地の司祭代理から 7 マークの年金を取得する権限に過ぎなかった。2 年前におけるこの聖堂からの収益は 20 マークといわれており、そのうちのほぼ 2/3 を失ったことになる。またその司祭代理に対する品級授与権・聖職禄授与権を持続しえなかった。要するに参事会員側も既得権の一部を失ったのであって、その損失部分はそのままロンドン司教の利益になっている。

この文書では裁判管轄権に言及されていない。しかしデントンの解釈の通り司教がそれを掌握したとすれば、司祭代理に対する品級授与権や聖職禄授与権からの収益のほか、裁判管轄権からの収益をも獲得したことになる。ではデントンのいう裁判管轄権とは“靈的”裁判管轄権をも含むものか。その点については特に明記されていない。

なお司祭代理の交替に当って、新任者は参事会への出頭と誠実誓約とを義務づけられた。参事会員は司祭代理に対する“人事権”を失いながらも、引続きいわば“封主”相当の地位に留まったということか。

* * * * *

〔付録 5〕 本文 52 頁 (原文 37 頁)

次の史料は、SMG の娘聖堂としての聖レオナルドゥス礼拝所に関するロンドン司教と SMG 参事会長との係争の結果として、両者間で締結された協定の文書である。

Agreement between the churches of St Paul and St Martin le Grand, touching the chapel of St Leonard, in the precinct of St Martin le Grand ; the bishop of London having claimed that the chapel which Walter de Kirkham, dean of St Martin le Grand, had started to build in the precinct of his church was prejudicial to his episcopal rights in the parish of St Leonard's. Date: 1229-41.

—cited from *Early Charters of the Cathedral Church of St Paul London*, ed. M. Gibbs (Camden, 3rd ser. LVIII, 1939), no. 290.

“Cum esset contentio inter dominum Rogerum episcopum G. decanum et capitulum sancti Pauli Lond' et canonicos suos ex una et W. de Kircham decanum sancti Martini ex altera super edificatione cuiusdam capelle quam in *atrio* ecclesie sue constituere ceperant ;

まずロンドン司教座側すなわち司教・司教座参事会長・参事会と SMG 側すなわち参事会長・参事会員との間に係争があり、その争点は後者がその聖堂付属の墓地空間^{a)}に礼拝所の建設を計画したことであるという。

a) 斜体字の“atrium”は一般に“narthex”すなわち聖堂の玄関空間を意味するが、裏側の“churchyard”つまり墓地を意味することもある。問題の St Leonard's 礼拝所は SMG の聖堂の裏側 (東) Foster Lane の側に位置する。〔拙稿, 1987〕 167 頁。

et cuius consummatio per Lond' ecclesiam opus nouum nunciando fuit inpedita eo quod ad prefatam *capellam* de nouo constructam parochianos qui ad *altare* beati Leonardi in ecclesia sancti Martini conuenire tenebantur ;

ロンドン司教座は、SMG の行為が権利侵害^{b)}に相当するものとして工事を中断させた。理由としては、SMG 聖堂内の聖レオナルドゥスの“祭壇”に所属する聖堂区住民を新設の“礼拝所”へ移すこと、つまりこの所属変更の計画自体に問題があるという。

b) *opus nouum nuntiare*: to give notice to a neighbour that the alterations he is making are interfering with one's property (*Oxford Latin Dictionary*, sub 'nuntio').

conuertere proponebant in preiudicium Lond' ecclesie sicut pars episcopi asserebat ;

参事会長および参事会員は、司教側の主張によればロンドン司教座に対する権利侵害を画策したことになる。

conuenit inter ipsos de communi ecclesiarum consensu quod edificatio dicte capelle libere procederet

しかしこの自由礼拝所の建設工事を続行すること自体については、双方の当時者間に合意が成立した。

et quod ad locum prefatum tota parochia sine diuisione et subtractione qualibet ad *capellam* prefatam ut ad ecclesiam suam parochialem perpetuo conueniat

またこの聖堂区の住民全員は、その組織を分割することなく新“礼拝所”をその聖堂区聖堂として、今後は永久にそこで信者集会を開催することについても合意された。

sicut prius ad *altare* beati Leonardi conuenire consueuerat ad audiendum diuina et ecclesiastica percipiendum sacramenta,

聖堂区住民はかつて聖レオナルドゥスの“祭壇”の前に集合して祭式に列席し、またそこで聖職者から秘蹟を授けられていたもので、その慣行の延長として新“礼拝所”で司牧が受けられることになった。

ita tamen quod prefata capella cum rectore eiusdem qui pro tempore fuerit *per episcopum* instituendo suisque ministris, simulque cum predictis parochianis qui ad *altare predictum antea conuenire consueuerant*, episcopo et archidiacono Lond' eorumque officialibus, iure perpetuo sint subiecti ;

しかしこの礼拝所それ自体は、専属の司祭・助祭等やまた聖堂区住民とともに、永久に司教・司教補佐ならびにその職務代行者の裁判管轄権に従属することになった。なおこの司祭職の委嘱は“司教によって”なされることが特記されている。また聖堂区住民については“以

前に上記の祭壇の前で集会していた”ことが過去完了で重ねて指摘されている。今後は新“礼拝所”で司教系列の裁判管轄権の下に置かれることの間接的強調であろうか。

hoc addito ut et de omnibus cathedraticis [sic] synodalibus annuis visitationibus cathedrali ecclesie debitis et aliis prouentibus ad que alie parochiales ecclesie Lond' et episcopatus sint astrictæ;

以上が新“礼拝所”に関する特記事項の追加であって、次に一般的な負担に言及されている。すなわちこの礼拝所は司教あるいは司教補佐の毎年の巡察を受入れることになり、その結果として司教座に対して通常の給付義務⁹⁾が課された。またそのほかに“ロンドン市内ならびにロンドン司教管区内の他の聖堂区聖堂が負担すべき他の給付義務 *alia proventia*”も課されることになった。

c) *cathedraticis* および *synodals* がそれで、デントンはいずれもこれを“two annual visitations (*visitation-dues*)”と理解しているが、この2語は同義語として用いられることもある。*Jorwitt's Dictionary of English Law*.

omni cauillatione cessante episcopo memorato suisque officialibus capella respondeat antedicta.

この礼拝所はロンドン司教およびその職務代行者に対して一切の抵抗を差控えて責任を遂行すべきこととされた。

Et ut premissa rata permaneant et inconcussa in posterum; signa capitulorum sancti Pauli et sancti Martini simul cum sigillo domini Lond' episcopoi et sigillo decani sancti Martini presentibus sunt appensa.

協定文書の結辞で“上記一連の文言が効力を持続し、また将来において不動であるように”という期待が述べられ、その期待のもとにまず聖パウロ司教座およびSMGの双方の参事会員が署名し、司教およびSMG参事会長の双方の捺印封蠟が紐で文書に連結されたことが明記されている。

〈筆者所見〉

このばあいの争点は、聖レオナルドゥスの“祭壇”がSMGの“聖堂内”から“聖堂外”の新礼拝所に移されることによって、司教座とSMGとの権限関係が変化するか否かの解釈の相違にあったといえよう。SMG

側では、礼拝所の位置がたとえ聖堂の“外”であろうとも、境内すなわち石垣の“内”であることに変わりがないので、従来通り司教の裁判管轄権から免除されるものと解釈した。また SMG 側では、新礼拝所を“自由礼拝所”と呼んでいる。他方の司教側では、これが仮に石垣の“内”にあらうとも聖堂の“外”であり、また礼拝所が事実上の聖堂区聖堂として石垣の“外”の聖堂区住民に対して司牧権限を行使するという事実を重視したものとおもわれる。

さらに司教側からは、SMG に対して上記の通り“権利侵害”という非難が寄せられている。この非難には、SMG が既得権の範囲を超えて事実上の聖堂区聖堂を“新設”することに対する反感がうかがわれる。あるいは建設工事を無断で開始したことに対する反感というべきか。いずれにせよ SMG は工事の続行を認められる一方で、新“礼拝所”については司教側の主張に譲歩してその裁判管轄権を容認した。この妥協の結果として礼拝所の敷地は、空間的には SMG の石垣の“内”にありながら、法的には SMG の免属領域から除外されることになった（「拙稿、1987」167 頁）。

筆者としては、この係争において司教側が石垣の“内”に対する主張を貫徹しえた事実にもまして、この時点では双方の権限の境界について両者間に事前合意あるいは共通認識が欠けていたことに注目したい。要するにこの時点では、国内のすべての王立自由礼拝所について通則としての“憲法”が成立していないこと、またその“憲法”は個別具体的な係争・妥協の結果として個別具体的にしか存在しえないことが知られよう。

* * * * *

〔付録 6〕 本文 58 頁（原文 40 頁）

次の史料は、SMG 参事会長とエックス州内の娘聖堂の牧師との係争に関する記録で、財務府民事部に保管されていたものである。

Cases from the Plea Roll of Hilary term, 19 Edward I (1291) No. 183, Essex—cited from *Select Cases in the Exchequer of Pleas*, ed. H. Jenkinson and B. E. R. Formoy (Selden Society, XLVIII, 1931), pp. 133-4.

“Willelmus de Plumberwe persona ecclesie de parua Benflete attachiatus ad respondendum Regi *quare* cum ecclesia sancti Martini magni London’ libera capella Regis vna cum prebendis et membris suis ab omni Iurisdiccione ordinaria penitus sit excepta et Curie Romane immediate subiecta,

William de Plumberwe (以下 P) は Little Benfleet 聖堂の牧師である。彼は国王から *quare*^{a)} の令状を受領し、それに対して弁明の責任を負った。文面では母聖堂 SMG が国王の自由礼拝所であり、聖堂付属の聖職禄や聖堂構成員とともに司教系統のすべての裁判管轄権から完全に除外され、ローマ教皇庁直属であることが特筆されている。

a) *quare impedit* (wherefore he hindered): 聖職に関するパトロン権が侵害されたときに、その回復を目的とする訴訟あるいはその訴訟の開始令状を意味する。

per quod nuper Rex mandavit predicto Willelmo ne citationes correctiones aut aliam Iurisdiccionem in prebendis aut eorum membris [*sic MS.*] ad predictam capellam Regis spectantibus contra libertates eiusdem hactenus optentas [et] visitatas exercere presumeret;

その件については、先に国王から P に対して指令がなされている。王立礼拝所 SMG に付属する聖職禄や構成員に関して、召喚・懲罰その他の裁判管轄権を行使することは同礼拝所の既得の諸特権の侵害になるので、そのような権限を行使することがないようにという指令である。

quoquo modo idem Willelmus simul cum quibusdam magistro Willelmo de Staundone et Iohanne capellano ecclesie de parua Benflete mandatum Regis in hac parte parupendentes in quosdam ministros et seruientes predictae capelle Regis et eius membris iurisdiccionem ordinariam iam de nouo exercuerunt in ipsorum dampnum grauissimum et Regis et capelle Regis preiudicium manifestum.

上記の P は Master William de Staundon ならびに小ベンフリート聖堂の礼拝所司祭 John とともに本件に関する国王の指令を無視し、上記王立礼拝所の若干の勤務者ならびに構成員に対して最近新たに司教系列の裁判管轄権を行使し、重大な損害を与えたのみならず、国王ならびに王立礼拝所の権限を明白に侵害したという。

Et vnde predictus Willelmus quosdam Willelmum de Boneuill' et Rogerum Chese ministros et seruientes predictae capelle citare fecit coram Officiali Archidiaconi Essex' et ipsos maliciose excommunicare procurauit contra prohibitionem Regis ei directam, videlicet a festo Purificationis beate Marie anno decimo septimo vsque ad festum sancti Hillarii anno .xviij. et ipsos vexauit contra proteccionem predictam ad dampnum ipsorum et . Regis . Centum librarum etc

上記の P は William de Boneuill (以下 B) および Roger Chese という上記礼拝所の勤務者兩名をエックス司教補佐の部下の法廷に召喚し、その場で兩名を故意に破門させた。これは国王から P への禁止命令に違反する行為である。破門の期間はエドワード 1 世の第 17 年の童貞聖マリアの御潔めの祝日 (1289 年 2 月 2 日) から第 18 年の聖ヒラリウスの祝日 (1290 年 1 月 14 日) までに及び、上記の保護命令に違反して兩名に苦痛を与えた。兩名ならびに国王の損害は 100 ポンドに相当する。以上が P に対する告発の内容である。

Et predictus Willelmus venit . Et bene defendit quod ipse nunquam predictos ministros citare fecit nec ipsos vexauit nec aliquam transgressionem prout ei imponitur eis fecit nec procurauit . contra prohibitionem etc nec contra libertatem ecclesie predictae in aliquo, Et de hoc ponit se super patriam.

P は出頭し全面的に抗弁した。その抗弁によれば、彼は上記の聖堂勤務者兩名を召喚させたことなく、また兩名に苦痛をあたえたこともない。さらに権利侵害の告発は事実無根であり、そのような侵害行為は実行したことも実行させたこともない。禁止命令違反や上記の聖堂の特権侵害の事実は皆無である。そこで P は、本件に関して陪審裁判を要求した。

Ideo preceptum est vicecomiti quod venire faciat hic a die Pasch' in quindecim dies .xij. etc. per quos etc ad recognoscendum in forma predicata .

この要求に基づいて州長官に命令が出された。その内容は復活祭 (4 月 2 日) から 15 日目 (4 月 16 日)^{b)} に陪審員 12 名を民事裁判所に出頭させ、陪審裁判の手続きに従って宣誓証言をさせるべく、用意を命じたものである。

b) Easter Day の月日は *Handbook of Dates for Students of English History*, ed. C. R. Cheney (Royal Hist. Soc. Guides and Handbooks, No. 4) による。

Ad quem diem haberunt diem per Willelmum de Boneuill' vsque in octabas sancte Trinitatis, etc

彼らは当日出廷したが、Bからの要請で審理は聖三位一体の祝日(5月28日)から8日目(6月4日)に延期された。

Ad quem diem Inquisicio ponitur in respectum vsque a die sancti Iohannis Baptiste in tres septimanas pro defectu Iuratorum quia nullus venit

その当日になって、審理は洗者聖ヨハネの祝日(6月24日)から3週間後(7月15日)まで再度延期された。陪審員が1名も出廷しなかったことによる。

Ideo vicecomes dstringat eos etc et habeat corpora eorum ad prefatum terminum etc——

そこで州長官に対して、所定の期日には陪審員の身柄を拘束しておくように命令がなされた。

Postea in crastino sancti Martini anno . Regni . Regis nunc .xix^o venit inquisicio quorum nomina annotantur in pannelo breuis etc

その後、エドワード1世の治世第19年つまり“本年”の聖マルティヌスの祝日の翌日(1291年11月12日)に審問が開かれた。陪審員の名は令状添付の名簿に記載されている。

qui dicunt super sacramentum suum, quod quedam contencio erat inter Willelmum de Plumberue personam ecclesie de parua Benflete et Willelmum de Boneuill' procuratorem Decani ecclesie sancti martini magni London' de quibusdam decimis, quas inter se calumpniauerunt quas predictus Willilmus de Boneuill' asportari fecit,

陪審員は宣誓し証言した。それによれば、小ベンフリースの聖堂の牧師PとロンドンSMG聖堂の参事会長の代理人Bとの間に係争があった。両者間で十分の一税の一部について徴収権が争われ、また後者Bが部下にそれを徴収させたことが争点になっている。

propter quod predictus Willelmus de Plumberue fecit ipsum citari coram

officiali Archidiaconi Essex' et ipsum excommunicari fecit in ecclesia sua predicta.

前者 P は後者 B をエンクス司教補佐の部下の法廷に召喚させ、SMG から破門させた。

et postmodum, predictus Willelmus de Boneuill' quadam die dominica detulit Willelmo de Plumber' quoddam breue Regis de prohibicione, quod non procederet vlterius in predicto placito coram prefato officiali et quod ab huiusmodi excommunicacione lata omnino cessaret

その後 B は、ある日曜日に P に対して国王からの禁止令状を伝達した。その令状は司教補佐の部下による訴訟の執行を禁止し、既定の破門処分全面解除を指示したものである。

Et dicunt insuper quod istud breue venit predicto Willelmo de Plumber' predicta die dominica circa horam terciam, et capellanus predicti Willelmi de Plumber' prefatum Willelmum de Boneuill' excommunicauerat circa horam primam eiusdem diei, priusquam dictum breue de prohibicione eidem Willelmo de Plumber' venerat

しかし陪審員の証言によれば、この令状が P に伝達されたのはその日曜日の三時課（午前9時）のころであり、P の配下の礼拝所司祭が B を破門したのは同日の一時課（午前6時）のころ、すなわち令状の伝達以前であったという。

Et quod nunquam a tempore recepcionis huiusmodi breuis prefatum Willelmum de Boneuill' excommunicauit seu excommunicari fecit, nec aliquam excommunicacionem postea fieri fecit, nisi secundum quod consuetum est facere quater per annum in singlis ecclesiis in genere etc——

また証言の続きとして、令状の受領後には P が B を破門した事実も破門させた事実もなく、しかもその受領の時点以後には、同種の聖堂における毎年4回の慣例としての破門を別とすれば、いかなる破門をも宣告させていないと述べている。

Postea venit predictus Willelmus et cognouit se fecisse predictam transgressionem.

その後 P が出廷し、上記の侵害行為の実行を認めた。

Et finem fecit cum Decano ecclesie sancti Martini magni London' per

quadraginta solidos . per plegium Radulphi de Goggeshale.

その上で P は SMG 参事会長との和解のために 40 ポンドの支払を約束し、その保証人として Ralph de Goggeshale を指定した。

vnde soluet ei medietatem ad festum Pasch' anno . regni . Regis nunc vicesimo primo . Et aliam medietatem ad festum sancti Michaelis proximo sequens.

この和解償金について P は、エドワード 1 世治世第 21 年 (1293 年) の復活祭 (3 月 29 日) に半額をまた同年の聖ミカエル祭 (9 月 29 日) に残りの半額を支払うことになった。

Et nisi fecerit, concessit quod vicecomes fieri faciat etc de bonis et catallis suis etc

この債務不履行のときは、州長官が P の不動産・動産を処分して債務に充当することについて、P の同意があった。

〈筆者所見〉

引用中文の“etc”は史料集刊本の記載を踏襲したもので、その部分の文言の省略・欠落が内容の厳密な理解を困難にしている。またこの刊本では編者の英語訳文も収録されているが、文言の欠落は訳文でも同様である。従って欠落部分については、筆者の推定に基づいて説明を追加しておいた。冒頭の“quare impedit”の訴訟は民事裁判所 Court of Common Pleas の所管事項であるが、この原本は前記の通り後に財務府民事部に保管されたものである。事件は小ベンフリート聖堂関係の十分の一税の徴収権に関する母聖堂・娘聖堂間の対立を発端としているが、その後の主要な争点は別の問題に移っている。何故か。

陪審裁判はもともと娘聖堂側の請求によるものであるが、まず一度は母聖堂側の意向で、また一度はおそらく娘聖堂側の事情で延期され、正規の審理開始は当初予定の 1289 年 4 月から翌年の 11 月まで遅れている。何故か。しかも娘聖堂側は審理の過程で“罪状”を否認しているながら、最後にはこれを容認して和解金の支払を約束した。何故か。この姿勢の変化は文面ではいかにも唐突であるが、その背景については何ごとも語られていない。ほかにもこの記録には疑問な点が少なくないが、筆

者にとってこの記録は、とりわけ次の3点において注目された。

第1点としては、娘聖堂の最終段階における姿勢の変化にもまして当初における高姿勢に注目したい。娘聖堂の牧師程度の実力ではおそらくこれほどの抵抗が不可能であり、何らかの背後関係を想定すべきではないか。問題の破門の判決はエクス司教補佐の“部下”の法廷でなされているが、この判決にしても司教補佐の“部下”程度の実力では困難であろう。現地の娘聖堂の牧師Pにせよ、また“部下”にせよ、エクス司教補佐あるいはさらにロンドン司教の傀儡として、代理戦争の前線に配備されたものではないか。仮にこの推定が正しいとすれば、牧師Pの屈服とは究極的に司教側の屈服にほかならない。

この第1点の推定の延長線上で、第2点として、母聖堂側の対応に注目したい。先後関係はともかくとして、国王の令状がほかならぬ破門判決の当日に到着したということはどのように解釈すべきか。この種の令状は、一般に利害関係者からの申請を受けて発給される。このばあいには母聖堂 SMG からの申請によるものであろう。いかえると母聖堂が令状の発給を申請するには相応の動機があり、おそらく現地の動向について何らかの情報をえていたものと推定される。ではその申請の動機とは何か。国王の令状がなくては、この娘聖堂に関する免属の権利主張を貫徹しえないという危機感が母聖堂側にあったからではないか。母聖堂の処置は明らかに過剰防衛であり、相手が娘聖堂の牧師であれば、あえて国王の令状に依存しなくとも独力で容易に制圧しえたであろう。

最後に第3点としては、陪審裁判の経過そのものに注目したい。争点が十分の一税の徴収権から別の問題に移っていることは上記の通りである。それを具体的にいえば、争点は令状の到着と破門の判決との先後関係といういわば矮小な問題に移っている。その先後関係はせいぜい数時間の差に過ぎず、しかも牧師Pの側では令状到着以後に令状違反の事実がないという。そこではもはや原則論の次元の問題、すなわち母聖堂の免属特権が娘聖堂にも及びうるか否かという問題は争点になっていない。牧師P側の主張が正しいとすれば、娘聖堂の免属特権については現

地の責任者すら事前に十分に承知しておらず、まして司教補佐の“部下”もそれを知らなかったことになる。では娘聖堂の免属特権とは、必ずしも周知の事実でなかったということか。あるいは周知の事実に対してあえて意図的に挑戦したということか。現時点では推定としてしか述べられない。しかしこの娘聖堂は、王権・教権の境界線上にあったというよりも境界線それ自体が未確定で、究極的な帰属が不明確なままに残っていたといえよう。従って教権側についても領域侵犯の意識があったとは断定しえず、逆に主観的には被害者意識が根底にあったかも知れない。

一般に境界線とは、双方の主張の衝突がなくては問題としてすら顕在化せず、このばあいも同様であろう。要するにこの史料もまた、王立自由礼拝所の“自由”なるもの内包・外延が個別具体的な係争を経て、個別具体的に確認されていく過程の例証であろう。

[完]